



その奥付によると、「下村英視」という名の著者（以下、著者、というとき彼を指す）があらわした本に『星ふるさとの乾坤—星塚敬愛園を生きた人々』（鉦脈社、2012年。以下、本書、とする）があると、2016年2月にわたしは知った。いちおうハンセン病をめぐる歴史の研究者として、対象にかかわる文献に目配りをしているつもりなのわたしも、本書の発刊を知らなかった。あらためていま本書を読んでみると、どうしても、そこに記されていることがらと、著者の記し方が、わたしにはわからなかった。それらを列挙し、ハンセン病をめぐる歴史を書くときの論点を、ここに示すとして。

本書をきちんと問わなくてはならないと強く感じた1つのきっかけは、本書の著者名が

¹⁾ 本稿は2016年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「20世紀日本の感染症管理と生をめぐる文化研究」（JSPS 科研費 26370788、研究代表者石居人也）の成果の1つである。

よくわからなかったことにある。本に巻かれた帯とカバーをみると、前者に「下村英規著」とあり、後者の表、背、裏の3か所にも「下村英規著」と記されている。巻かれたそれらはずして本体をみると、その背表紙にやはり「下村英規著」とあった。だが本を開いて、その扉、奥付、そのまえのページに記された「著者略歴」、そのあとの広告のページにみえる「関連本」の著者名は、どれも「下村英規」となっていた。「英規」×5、「英規」×4で、数のうえでは前者が1つ多い。本書の著者名はどう記せばよいのだろう²⁾。

本書の構成を示そう——「序章 星塚敬愛園が問いかけるもの」「第一章 隔離とは何だったのか」「第二章 園の中にも差別が一園のくらし」「第三章 「相互扶助」と「奉仕」」「第四章 自分であることを奪われて生きる」「第五章 「優生」ということ—墮胎と断種をすすめた戦後」「第六章 「正しさ」に縛られる人間—あらためて「無癩県運動」を問いなおす」「終章 自分を平らかにする社会へ、いま、ここから」「あとがき—敬称について、他」。

さて、本書をどのように批評するか。『広辞苑』(第6版)の説く「批評」とは、「物事の善悪・美醜・是非などについて評価し論ずること」とある。そうした高等作業をおこなうまえに、まずは本書を「点検」(「一つ一つ検査すること」『広辞苑』、「検査」(基準に照らして)適不適や異状・不正の有無などをしらべること)同前)するとしよう。それがなにより必要な作業である。

序章冒頭の1行——「星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)は、宮崎県都城市の南五十キロ強のところにある」(引用にあたっては、原文にあるルビや傍点を省いたばあいがある。誤字脱字などについていちいちママを附さないばあいがある。原典のページ数は、11、と数字のみ記す)。なぜ、鹿児島市にある星塚敬愛園(以下本稿では、敬愛園、と略記する。ほかの療養所も初出以外はおなじ)の位置を宮崎県にある市からの距離で示さなくてはならないのか。九州沖縄地方には、熊本と沖縄にも療養所があり、それらとともに敬愛園は「九州、沖縄地区の患者の収容にあたった。そのような経緯から、同園には鹿児島県、宮崎県

²⁾ NDL OPAC では、「責任表示 下村英規 著」、「注記 背の責任表示：下村英規」となっている(2016年5月10日検索)。

出身の入所者が多い。しかし、敬愛園と宮崎県との関係はそれだけのものではない。そこには、次のようなエピソードがある」(11)と紹介された「敬愛園と宮崎県との関係」とは、「安村利助放置事件」と著者が呼ぶ「患者の追放」が「都城市を流れる大淀川の河原」であつたことを指すという(11-12)。このことはまた、終章の「二 いま、ここから未来に」にある項の見出し「「宮崎」にかかわるといふこと」(288)につながるの、そのときに点検するとしよう。

ここにいう事件とは、「ある入園患者が、時々無断帰省をして妻子のもとに帰るからという理由で、断種手術をされそうになり、驚いて手術室から逃げ出すということ」(12)が発端だった。その背景には「当時、園では男性患者には、結婚の条件として断種手術が行われていた。母体保護、すなわち、妊娠・出産に伴い女性患者の症状が悪化することを防ぐことと、不幸な子どもの出生を防止することとが、その理由とされた」(12)ことがあつた。こうした事態を著者は、「断種手術は、夫婦とともに園で暮らす人たちにとっては、納得しがたい、がしかし受け入れざるを得ないこととしてあつた。だが、郷里に妻子のある者にまで断種手術をしようとする施設のやり方には、納得しようがなかった」(12)と記すのだから、「納得しようがなかった」と、著者がだれかの意思を推察したこととなる。では、それはだれなのか——「独身の男性たちが反発し、園内すべてを巻き込んだ騒ぎとなつた」(13)と記されても、やはり、「納得しようがなかった」のがだれなのか不明瞭だ。

「事件」の展開をみると(13)——

この騒ぎにはリーダーがいるわけではなかったが、安村利助という患者が中心的存在となり、施設管理者との交渉では堂々と渡り合つた。安村は、断種について、患者の無知につけこむような施設側のやり方を非難し、断種手術はあくまでも本人の承諾によって実施されることになっているはずであると主張し、これについての、当局の明確な回答を求めた。加えて、当時、園では定員を超えて患者を収容した無理が生活全般に広がっていて、安村の主張は、入園者全般の要求を代弁する形で待遇改善にまで広がり、施設

管理者との対決を深めていた。／そのような状況の中で、安村に対して施設管理者がとった強硬な手段というのが、園から連れ出し、河原に放置するということであった。〔下線は引用者による——引用者記載。以下同〕

ついで、「安村が連れていかれたことを知った入園者たちは、安村を取り戻そうとするが、白衣に身を固めた十人あまりの職員による消火栓の放水によって制圧された」とのこと。これについて著者は、「残念なことに、ハンセン病患者の療養施設として運営されていた敬愛園において、このような緊張関係あるいは対立が、入所者と施設管理者側との間にかなり早い時期からあったということに、注意しておく必要があるだろう」（13-14）ととらえてみせた。

その後、安村は通行人によって「近くの派出所に運ばれ」、彼を「保護した宮崎県の警察」が敬愛園に連絡したところ、「林文雄敬愛園園長は、「本人（安村）はすでに無菌者であり、善良な人（入園者）を煽動して園の秩序を乱すので、本人に言い含めて出てもらった」と説明し、彼の「引き取り」を「拒」んだ（13-14）、となる。このあたりの記述には、「」がついた箇所があり、論文執筆の決まりごとからするとこれは史料からの引用をあらわしているようだ。

「事件」の経緯を記したページ（14）に、「安村事件を報じる新聞／（鹿児島新聞 1936年4月7日）」とのキャプションがついた新聞紙面の写真版が転載され、その記事文面が写真のしたに転記されている。これが史料の転載ということのようなのだが、「生れ」（記事写真版）／「生まれ」（転記）、（以下記載順はおなじ）、「レプラ患者として」／「レプラ患者にして」、「附近のものが」／「付近のものが」、「訴へる」／「訴える」、「忌み嫌ふ」／「忌み嫌う」など転記の誤りがいくつもみえる。なかには、かなづかいを旧から新にかえたとうかがえるところもあるが、しかしそれはどこにも断られていないし、「附近」と「付近」は漢字の新旧の違いではないし、さらには「非難の声が高い」を「避難の声が高い」としたところは、間違いなく誤りのはずだ。

こうした誤記をほかにもあげると、さきにみた史料の引用とおもわれる「 」がついた記述の典拠は、『名もなき星たちよ一星塚敬愛園五十年史一』著者兼発行者星塚敬愛園入所者自治会 一九八五年初版、二〇〇四年再版」と明記されている(11)。これが54ページでは、『五十年史』(『名もなき星たちよ一星塚敬愛園五十年史一』)と略記されようとし、しかし67ページでは『名もなき星たちよ一星塚敬愛園入園者五十年史一』と『五十年史』と略されずに、副題に「入園者」の語がくわわり、88ページでは『五十年史』五九～六〇頁」とまた略記にもどっている。一貫性がない記述は、これまた誤記といってよい。正しくは、この図書の副題には「入園者」の語があり、著者兼発行者名にもそれがある。本書著者が、同所の著者兼発行者として記した「入所者」は誤り。また、副題には「今は亡き病友らに捧げる」の言辞もある。

さて、本文にもどろう。著者は、「このエピソードには」と始めて、「いくつかの興味深い点がある」と記述をすすめる(15-16)――

①断種手術について、施設管理者は、当然のように患者に対して施すものととらえていたこと。／②この点について、患者の同意は十分な仕方では決して得られていなかったこと。／③断種手術の件のみならず、入所者に対する園の処遇全般について、入所者の間には不満があったこと。／④この点について、施設管理者と患者との間で、ある種の緊張関係(敵対的な感情)が存在していたこと。／⑤患者を強制的に隔離収容した施設管理者は、逆に、入所者に対して追放処分をなしえたこと。／⑥追放処分を受ける対象となりえた人は、無菌者であったこと。つまり、ハンセン病は治癒していたこと。ハンセン病は治っているにもかかわらず、園で生活していた人がいたこと。

の6点を指摘した。まとめると、療養所で「患者」の同意なくとも断種手術がおこなわれていたこと、「施設管理者」と「患者」とのあいだに「緊張関係」あるいは「敵対的な感情」があったこと、「施設管理者」は「無菌者」を追放できたこと、療養所には治癒者も生活していたこと、となる。

「なるほど、自分はハンセン病を発病して療養所に入所しているとはいえ、感染症であるからには、これが治癒すれば社会に戻ることができるはずだ。治癒後は、郷里に帰り、社会に復帰して、どこにでも見られるような家庭生活をするものだと考えられる。子どもがいる家族、それを考えるのは、自然なことだ」(12)と著者が判断しているようなのだが、これはいつの時代のようすなのだろうか、ここに記された「治癒」を考えたものが実際に、いつ、どれほど、療養所にいたのだろうか。また、「人は病気で病院に入院するが、病気がよくなれば退院する。当然のことだ。しかし、ハンセン病療養施設では違っていた」(16)とも記されているのだが、軽快退所者は時期を問わずまったくいなかったのか、また、「当時〔1936年ころ〕、ハンセン病患者の人たちは、施設に強制的に隔離収容された」(16)と記されるのだが、みずから療養所に入ったものはまったくいなかったのか、親に促されて療養所に入った子はいなかったのか、それらをも「強制的」と著者はいうのか。

ところで、だれが、「追放」されたものを「患者」としてみせたのか。

本書は序章の初めから6ページめまでの記述をみたかぎりでも、引用をめぐって、典拠の書誌情報をめぐって、また、ハンセン病療養所の歴史について、著者の技術、認識の適否が問われてしまうとわたしにはみえた。

ハンセン病をめぐって著者はまた、「ハンセン病問題がなにかか黒い巨大な闇のようなものをもつことを予感させるが、それを理解するためには、そこにある状況を知ることをもって、学び始めなければならない」(17)と、あるべき姿勢が記されている(傍点は原文のまま)。この比喻は、なになのか。なぜ、ハンセン病問題を理解するためには、そこにある状況を知ることをもって、学び始めなければならない、と記しては不十分だということなのか(このばあい「そこにある」とは、療養所にある、となる)、あるいは、ハンセン病問題には未解明の諸点があることを予感させるが、としたのでは適切な表現ではないということなのか、なぜ「なにかか黒い巨大な闇」という比喻を用いなければならないのか、わたしにはわからなかった。その「闇」を著者は解明しようというのか。レトリックを重ねれば、「闇」

はどうすればみえるというのだろうか。

さきの引用箇所のすぐあとに、「問いを普遍化する」(17) との見出しがある。「ハンセン病問題について書かれた書物は、多くある」(17) と記したうえで(だが本書はその多くを参照していないとみえる。実際にさほど多くの書物を参照、引用していない)、「とりわけ、元患者の方々によるご自身の苛酷な人生を描かれたものには、深い共感が呼び起こされる」と著者自身の心情が明かされる。(さて、「描かれた」とは受身?、尊敬?、可能?)

念のため、「共感」の語を『広辞苑』でひくと、「(sympathy の訳語) 他人の体験する感情や心的状態、あるいは人の主張などを、自分も全く同じように感じたり理解したりすること。同感」とある。おなじく、「同感」は「同じように感ずること。同じ考え」で、他方で、「同意」はというと「①同じ意味。②同じ意見、同じ意思、③他人の意見に賛成すること」で、「賛同」は「同意すること。賛成」となる。いくつかの語意を参照したうえで本書を読みすすめると、「隔離政策の下、人はこれほどまでに理不尽な生を強いられたのかということを知ることが、大切なことだ。この事実を知ることが、それを知った者が、理不尽な生を強いられた人たちの人生を共有することをもたらす。知ることによって、その人たちと共に生きること。それは、若者の正義感の涵養に役立つに違いない」(18) と、著者の信念がうかがえる箇所となる。(傍点引用者。「こと」の大盤振る舞いだこと)

わたしにはこのあたりも理解しづらい——「知ること」が「人生を共有すること」につながり、それは「共に生きること」にほかならず、ひいては(なぜか「若者の」に限定されるのだが)「正義感の涵養に役立つ」というのだ。このあたりを読むと、著者が、同意、賛同、ではなく、さきの箇所に「共感」の語を配した構成はよくわかる。意見や意思にとどまらず、感情や心性までをふくめた体験の集積である人生そのものをめぐって、「二人以上が一つの物を共同して所有すること」(『広辞苑』にいう「共有」の語意)を実現しようとしているのだから。自分ではない他人の体験、自分ではない他人の人生を、それを知ることとおして「共同して所有」できると著者がとなえている、とってよいはずだ。

「問いを普遍化する」の見出しがある項のなかには、ほかの箇所にも似たくだけりがある
(19) ——

確かに、過去は過ぎ去ったものである。しかし、それは消え去らない。意味となって、それぞれの人の中に蓄積される。その意味とは、もちろん、その意味を生きた本人にとっての意味である。しかし、この意味は、それに留まらない。その意味をわかち合うことによって、私は彼ら彼女らと共に生きる。意味を共有することは共に生きることだ。そこに、人生の真実がある。そのような人生の真実をわかち合うことによって、私は自分の人生の学びを積み重ねて行くことができる。そして、次の世代に、この学びを伝えることができる。

ここでも著者の信念はすこしも揺らいでいない。さきのところでは、「この事実〔隔離政策がもたらした理不尽な生〕を知ることは、それを知った者が、理不尽な生を強いられた人たちの人生を共有することをもたらし」と著者がいうとき、知ることがどのように人生の共有につながるのか、わたしにはまったく理解できなかつた。さらに、「意味を共有することは共に生きることだ」といわれても、その前提となる「意味をわかち合う」とは、どうすれば可能なのが、わたしにはまったくわからないのである。

「問いを普遍化する」と見出しがついた項となるおよそ2ページ分の記述のなかに、「普遍化」の語はいちども用いられていない。見出しにある「普遍化」とは、「共有」しあうものたちを2名から3名へ、さらにつぎの世代の10名へ1000名へとひろげてゆくということなのか。ともに生きるところに「人生の真実」があるということも、わたしにはわからない。その「人生の真実をわかち合うこと」も、どうすればそれが可能なのが、わたしには見当すらつかない。おまえが愚かだからそうした大義を知らないのだと、わたしが詰られてもよい。ただわたしは、わたしの読書経験をふまえて本書を読んでも、著者のとなえるところがわからなかつたのだ。

そのつぎの項の見出しが「人は間違いを犯す、では、それを避けるためには」（著者の意

図とは異なるのだろうが、こうした見出しが本書のここにあることが微笑ましい)。そこには、「人は正しく生きたいと思うものだ。でも、正しく生きようとして、言いかえれば、自分では正義を実現しようとして努力していながら、その中で、私は人を抑圧し、差別するということがあるのではないだろうか」(19)と問い、「人は知らずして罪を犯すものだ」が、それを避けるために、また、「他者を犠牲にして済ますこと」をくりかえさないために、「事実をただ傍観者的に学ぶのではなく、私の問題として、今ここにある問題として考える必要がある」(21。傍点は原文のまま)とのべて、つぎの項へと移る。その見出しが、「傍観者的と客観的—真実とは」。

そこにあげられた2語の違いが本書でどう記されているかは読む必要はなく、「客観的」をどう説いているかをみるにとどめよう(23-24)——

己の拠って立つところを批判的に見つめる厳しさを伴い、その事柄に対して自分の全存在をかけて関わること、関わろうとすること、それによって事柄の本質に限りなく近づこうとすること、それ=対象(客体)へと可能な限りの配慮を尽くして歩み寄ることが、「客観的」な思考態度である。対象(客体)を軸として、それにどこまでも寄り添い、その真相を理解しようとする態度を「客観的」と表現する。それは、対象(客体)に沿ってものを観ることである。

ここに引用した3つの文のうち、1つめに記された内容は、わたしにはとても実現不能な姿勢である。ここにいう姿勢とは、**position** や **stance** といいかえてもよい、対象にむきあうときにみずから選択する身構えである。わたしには無理。(もっとも、「関わること」から「関わろうとすること」への姿勢の移動は、一歩さがったようで微笑ましいが)。2つめの文にいう「寄り添い」が、添い寝を連想させて、甘ったるく、いくらか気持ちの悪い言葉だが(もちろん、わたしには、だが)、「それは、対象(客体)に沿ってものを観ることである」という説明は、理解することはできる。もとより、どのようにしてその技術を獲得するかはべつなのだが。

「したがって」でつなげられるつぎの段落をみよう (24) ——

したがって、私が見つめる相手 (対象・客体) をありのままに語ろうとするとき、外から観察された特徴をいくら積み重ねても、その本質を語りつくせないことがある。外から対象を遠巻きにして見ていたのでは、その本質に迫ることができないことがある。それに対して、相手をそっくり理解したい、それを表現したいと思うとき、限りなく相手に近づき、相手に寄り添い、その人に代わって語ろうとし、そうしなければならないことがある。そのようなとき、私の言葉は、私的な^{いろどり}彩りを帯びる。そのような場面は、本書でも幾度か現れる。

ここにはいくつもの比喩がある。「本質」とは「外」に対して「内」となるのだろう。では「内」へとどのように入りこむのかというと、「相手をそっくり理解したい、それを表現したい」という願望と意志があれば、「限りなく相手に近づき、相手に寄り添う」ことができるといっているとみえてしまう。しかし、どれほど近づいても、どんなによりそっても、その「内」へ入りこむことはできない (それは「共有」ではなく、とってかわることになるだろうから) となると、「その人に代わって語ろうとし、そうしなければならないことがある」と著者はうたっているのである。

簡潔に言えば、相手にそつてものをみる (なぜ「観る」なのかは不明。まあ客観ということなのだろう、か?)、そして、相手にかわって語る、ということなのだ。じつは、当然のことながら、本書をすでにくりかえし読んだわたしには、このところはとてもよく理解できた。これは同意したり賛同したりするのではなく、記してあることがわかったというだけ。著者はそうしているつもりであり、それができると信じて疑わないということだ。しかも相手が寡黙だったり痕跡を残し得なかったりしたばあい、どれだけ相手にそつているか、どう、かわりに語ったかは、その相手を知る当人以外に判定しようがない怖れがある。著者がとなえる沿うや代理というその場には、「なにかか黒い巨大な闇のようなもの」が生じることはないのだろうか。

そのつぎの、「そのようなとき、私の言葉は、私的な^{いろどり}彩を帯びる。そのような場面は、本書でも幾度か現れる」という、記されたことそれ自体は理解できないのだが（「私の言葉」が「私的な彩を帯びる」ことは、とてもあたりまえにすぎるとおもうから。いや、もしかすると「詩的な」を記すところを誤ったのか、「私的な」（詩的な？）と形容してよい記述は、確かに、本書にいくつかあったと読んだ。「本書でも」ということは、これは著者の常套や癖か。あるいは、著者以外のほかのだれかもしていることなのか。

念のため、『広辞苑』では「彩り」。

つぎの項の見出し「その人について語ること」（24）は、これまた誤記ではないか。そう推察する理由はかんたんで、そのまえのところで「その人に代わって語ろうとし、そうしなければならないことがある」と記していたのだから。そのひとにかわって語ることと、そのひとについて語ることは、まるで違うはず。いや、ここでは項をかえて、話題を転じたのか。

見出しの適否はおいてつぎにすすむと、著者は、「私には、心の中にひとつの風景がある」と記述を始めた（さっそくさきの「私的」または詩的が登場）。子どもが垣根越しにむこうをみている「情景」だという。むこうが「社会」で、そこは、みている子どもが「含まれない世界」で、しかもそこでの「接触を拒まれ」ているところ。そうしたいわば心象風景をとおしてなにをいおうとするのか――

「社会」との接触を拒まれた者にとって、得たいと思いつつもそれを手にすることを拒絶された者にとって、それは美しいもの、楽しく過ごせる場所、生きがいをもって一所懸命に努力して生きることができるかけがえのない所として理想化される。垣根の内側から外の世界を眺める者には、そのようなものとして「社会」はあった。ごく普通に私たちが手にしている社会は、それを得ることができない者、そこに入って生きることができない者にとって、羨望の対象となる。／自由に居住地を選び、職業を選び、伴侶を得て生きてゆくことが、誰にとっても普通に与えられている「社会」で生きることが、

垣根の内側から垣間見ている者には、許されなかった。そのような事実が現実にあった。

そして、その現実を生きた人がいる。その人のことは、何としても書き残さなければならないと、私は考えた。

——「自由に居住地を選び、職業を選び、伴侶を得て生きてゆくことが、誰にとっても普通に与えられている「社会」は、どこにあった、どこにいまある、のだろうか。これは、療養所に生きたひとたちの心性にあったのか、著者のあたまのなかにあったのか。

この項末尾の1段落を記そう (26) ——

その人の経験した人生の真実は、私にたくさんの学びを与えてくれる。先に述べたように、私が気づかずに、人を傷つけたり差別したりしないための学びとなり、私たちの後を生きる新しい世代の人たちのための学びともなる。この学びを、この人への敬意として私は語りたい。それが宮崎の地に生を受け、その地で苦難を経験し、その苦難を通してなお、あるいは苦難ゆえに高められた人格を湛えたこの人について語ることである。

ここにいう「その人」とは「垣根の内側から垣間見ている者」のはず。「この人」も「その人」のはず。だが、それは「宮崎の地に生を受け」たひとにかぎられてしまうのか。さきにみた安村は沖縄生まれのはず。では、ここに唐突にも記された「宮崎の地に生を受け」た「この人」とはだれなのだろうか。どうにもよくわからない記し方だ。謎解きか？。

だが、最後の1文をみると、さきの見出しが間違っていなかったようだわかる。「その人」になりかわって、「その人」について語る、これが本書だということなのだ。しかも、「何としても書き残さなければならないと、私は考えた」との強い決意をもって本書をあらわしたということのようだ。意気込みは激烈だ。

第1章第1節の冒頭に、《 》の記号でくくられた3行にわたる5つの文がある。それらは「椎林葉子(仮名)さんの言葉」とのこと(28)。ここであらかじめ指摘しておく、療養所在住者からの聞きとりとおもわれる文章が、《 》の記号でくくられて示されているところ、そうした記号がつかずに字下げであらわされているところ(51-52、94-95、114-115)

と二様ある、その違いがわからない。たんに《 》をつけ忘れたというのであれば、これも誤記となる。

また聞きとった文言の記し方がとても単調で、たとえば、「いっしょに来てくれたの」「担当していたのよ」(29)と「——の」「——よ」で切るなど紋切り型ともいえるこうした記述は、ほんとうに話者が語ったままなのだろうか。語ったままか、と問うているのは、聞いたままか録音したその音声の再生のとおりかと詰めよっているのではない。たとえば、生まれ育ったところに特有の話し方、いいよどみ、くりかえしや逡巡の話しぶり、などなどがどれだけ再現されているのかという点を疑っているのである。迷いもなく思案することなく、まるで一直線に伸びる線のように記された「言葉」が、どうにもつくりもののようになってしまうのである。

しかもそれを検証する手立てが読者にはないのだ。文字で記録されて史料と呼ばれることとなった造物のばあい、もちろんその流通のどあいにもよるが、それを参照したり引用したりした著述者以外のものもそれを手にしたり読んだりできれば、ほかに先んじてその史料を用いた著述の適否を点検できるわけだ。けれども、聞きとりのばあいはおうおうにして、聞いたこととなっている聴取者以外には、その音声聞くことができない。そして本書では、そうした聞きとりという史料をめぐる検討がいっさいなされていないところにもまた問題があると、わたしはおもう。

著者はこの語り手を、「とても明朗な人柄は、理不尽な人生を強いられてきたことを、私たちに全く感じさせない。園を訪れる私たちをいつも温かい気持ちで包んでくれる。社会の不義、不正に憤りを感じてとげとげしくなっている者の心を和らげてくれる力が、椎林さんにはある」(28)と讃える。もちろん当事者にどう讃辞をおくろうがかまわないが、さきの記述では、明朗でないこと、強いられた理不尽をあからさまに語るもの、社会の不義、不正に憤ってとげとげしくなっているものが、なにか劣ることのようにみせられている気がする。もちろんそれを、ひねくれもののやっかみと弾じてよい。また、椎林さんそのひ

とになにか直すべき問題があるのでもない。わたしは、本書著者の記し方を問うているのである。

彼女の「言葉」をとおして、十代の彼女が園にやってきたころのようすが記されてゆく。鉄道の最寄駅から療養所までの移動は自動車、その「窓にはカーテンが引かれていた」(33-34) ——

車に乗っている患者の人たちを、周囲の人々が見る。中には覗き込むようにして見る人がいるかもしれない。自分たちとは異質の人たちの存在を覗き見る。そういうことが、もう既にあった。無理もない。非日常的な光景は、人々の好奇心をそそる。だから、そのような視線にさらされないようにとの心遣いから、車の窓にカーテンがひかれたのかもしれない。／そうすると、車の窓のカーテンも、優しさから考えられたものだということになる。しかし、そのような優しさは、隔離による患者と社会との断絶をもっと深めてゆく。隔離ということ、あらゆる場面において抜かりなく行き渡らせる。ハンセン病の烙印を押された人たちは、どんな些細なことにおいてさえも、「社会」との接点をなくそうとする秩序の中に置かれることになる。たとえそれが優しさから出た行為であったとしても、人々は「社会」から隔絶されてゆく。

カーテン 1 つから著者の思弁がふくらんでゆく。ハンセン病の療養者自身がみずからの境遇を「隔絶」とあらわした事例をわたしは知っている³⁾。実際にいくつかの療養所は、離島、高地、郊外にあり、確かに郷里から市街からひどく隔てられた場所にある。実測の里数、心性における距離が隔たっていたとしても、しかし、現実には、「ハンセン病の烙印を押された人たちは、どんな些細なことにおいてさえも、「社会」との接点をなくそうとする秩序の中に置かれることになる」のでは、なかった⁴⁾。いくつかの療養所を訪ね、そこでいくに

³⁾ たとえば、国立療養所長島愛生園の自治会が編集発行した著述の書名が「隔絶の里程」となっていた(長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程—長島愛生園入園者五十年史』日本文教出版、1982年)。

⁴⁾ たとえば、阿部安成、石居人也「信仰とメディア—国立療養所大島青松園キリスト教霊交会という場」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.197、2013年7月)を参照。

ヒズ・オウン・ウェイ

んかの在園者から話を聞けば、また、そこで過去からいまへと引き継がれたいくらかの記録をみれば、そのことはすぐにわかる。「どんな些細なことにおいてさえも」との強調は、なにによった、著者の記述や意思なのだろうか。そういい得る根拠はなにか。療養所のなかに、「社会」との接点」は、確かにあったのだ。

同様に、「秩序に組み込まれるということ」との見出しがついた項にある記述(35)——ハンセン病を病む人に関わった人たち、患者に手を差し伸べた人たち、治療や看護に精勤した人たち、それらの人たちのうち、いったいどれだけの人が、患者の人たちのこのような心の痛みを感じ、その思いを共にしただろうか。彼らは、患者の傍らで生きていくように見えて、そのようにはならなかった。規則どおりにすること、決められた規則に従って勤務に励むことに、心は注がれた。たとえ、患者に同情することはあっても、それはきのどくな人たちに対する同情であった。そのような一時的な感傷に流されては、患者のためにも国民のためにもならないとして、正しい勤務、秩序に適った勤務に励むべく、自分を導いた。〔下線は引用者による〕

と記してしまえば、著者は、「患者の」「心の痛みを」共有した療養所職員は、いまもかつても皆無だったといているのである。ただのひとりもいなかったということだ。わたしもそう多いとはいえない療養所での滞在をとおして、ほんとうにこころないと非難したくなる療養所職員の所為を見聞きしている。国立療養所大島青松園は離島にあるために、ほぼすべての職員の出勤退勤は船による移動となる。16:30に夕食を食べさせられるのは、船便にあわせて退勤するためだと憤る在園者の声をわたしは聞いている。では、さきの著者の指摘は、実証によって得られた意思なのか、それは事実にとった見解なのか。わたしは医師や職員を擁護したいのではない、事実を問うているにすぎない。立証の手続きを確認したいだけなのだ。

著者が話を聞いた話者は、猫を捨てるときに、帰ってこないようにと目隠しをすることになぞらえて、「私たちも猫と同じような状況だったの」(28)と語ったという。村から最

寄駅までのバスの移動には巡査が同乗したこと、その駅から療養所の最寄駅までは、隔離車輦であるいわゆる「お召し列車」に乗せられ、その車輦には「癩」の文字が記されていたことも語った、と本書に記されている。

だが、厳密に言えば、療養所までの移動に用いられた自動車の窓にあったカーテンが、「社会」から隔絶されてゆく」徴表になったと、話者がのべたとは記されていない。さきの捨て猫云々の話も、カーテンのこととはべつに記されている。この点、著者はとても正直だった。あらためて捨て猫の話を書き記し、ついでカーテン云々のことを記すあいだに、「敷衍すると次のようになる」(34)との言辞を入れていたのだから。「敷衍」とは「のべひろげること」「意義を広くおしひろげて説明すること。わかりやすく言い替えたり詳しく説明したりすること」(『広辞苑』)なのだすると、あくまで、秩序云云、隔絶云云は、著者の説明なのである。療養者からの聞きとり(なるもの)が参照されてはいる。しかし、本書に記されたことがらは、話者の話した内容そのままではないのだ。もちろん論述とはそういう展開をとる。ただし、著者がそれを自覚しているかどうか、ここでは問われてよいと、わたしはおもう。

「患者の傍ら」にいながらも、「患者の」「心の痛みを感じ、その思いを共に」はしなかつた療養所職員たちを、著者は非難しない。彼ら彼女たちも、「秩序に組み込まれ」ていたとみるからだ。するとつぎには、その「秩序」を説くこととなる(第1章「二 日本のハンセン病療養施設」37-48)。

この書物もまた、このこと〔ハンセン病をめぐる隔離の歴史を知ること、それをとおし、いまのわたしたちの生き方を再考すること、さらには未来を考えること〕に寄与すべく書かれている。そのために、ひとつずつ丁寧に、事柄を見てゆく必要がある。ただし、紙数の都合から、本書では、隔離政策につながる政治的、社会的要件については、最小限の記述に留める。

と第1章第2節第2段落が始まる(37)。勢いよく身構えたはよいが腰砕けにもみえる。こ

ここで参照したとあげられた文献はただ1点、「ハンセン病をどう教えるか」編集委員会による『ハンセン病をどう教えるか』（解放出版社 二〇〇三年）のみだった。ここにも本書著者がごくわずかな先行研究しかあげていないようすがあらわれている。

「ハンセン病問題の歴史を簡潔にまとめたものとしてとても優れている」と著者が高く評価するさきの参考文献1冊によってこの第1章第2節は記されたようなのだが、疑義がとても多い。

たとえば、1907年公布の法律第11号から1921年の「根本的癩予防策要綱」への変化を、後者によって「自宅に留まるハンセン病患者すべてを収容の対象としていることだ。この収容とは、ハンセン病患者を世間から完全に隔離すること、患者が社会から隔離された仕方での生涯を生きることを意味した」（40）ととらえ、そして、「この考え方を実現するための準備がすすめられて、全患者の隔離収容を主旨とした「癩予防法」（法律第五八号）が一九三一年に成立する」（40）と著者はのべた。ここにいう「ハンセン病患者を世間から完全に隔離すること」の「完全に」とはどのような事態を指すのだろうか。

念のために示しておく、「根本的癩予防策要項」が正確、また、それが策定された年は1920年。またその要項に記された保健衛生調査会の決議をあげると、

一、癩患者中療養ノ途ナキ者及癩予防上特ニ必要アル者ヲ収容スルニ足ル程度ニ府県立療養所ノ増設及拡張ヲ行フコトノ一、療養ノ途ナキ患者ニシテ無籍又ハ本籍不明ノ者及道府県立療養所ニ収容シタル患者中浮浪癖アル者逃走癖アル者其ノ他処置困難ニシテ他ノ患者ノ救護ニ影響ヲ及ホス虞アル者等ヲ収容スルニ必要ナル国立療養所ヲ設立スルコトノ一、国家又ハ公共団体ニ於テ有資患者ノ為適當ナル地域ヲ選定シ自由療養区ヲ設ケ療養ニ必要ナル施設ヲ為スコトノ一、行政官庁ハ癩患者若ハ其ノ保護者ニ対シ病毒伝播ノ防止ニ関シ必要ナル事項ヲ命シ得ルコトノ一、行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行ヒ得ルコトノ一、癩患者ニ対シ業態上病毒伝播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコトノ一、病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物件ノ売買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁

止シ其ノ物件ノ消毒若ハ廃棄ヲ為サシメ又ハ其ノ物件ノ廃棄ヲ為スコトノ一、従業禁止
又ハ療養所ニ入所シタルニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ対シ国費又ハ公費ヲ以テ其ノ
生活費ヲ補助スルコトノ一、癩患者ノ請求アリタルトキハ癩療養所ノ医長ハ其ノ患者ニ
対シ生殖中絶方法ヲ施行シ得ルコト

の7項だった⁵⁾。ここからはたして、「一九二一年の要綱では、自宅に留まるハンセン病患者
者すべての収容を対象としていることだ」(40)といえるのか。いや、わたしがみた要項
は1920年のものだったから、それとはべつな1921年の要綱があり、著者はそれをみたの
だろうか。

さらに著者は、「患者の救済を目指して行われた隔離政策が、我が国においてはこの上な
い悲惨さを生むことになったのはどうしてか。本書は、この点をしっかりと見て行きたい
と思っている」との姿勢をあらわにする(42・43)。そのうえで、「ハンセン病を強烈な伝染
病だとし、これを理由に患者の隔離を徹底していった国の政策に促されて、人々は、自分
とその家族のため、あるいはこの国に生きる未来の子孫のために、患者の隔離を正しいと
考えそれに協力していった」(44)と記すのだが、著者はしかし、それを史料にそくして実
証してはいない。人びとが考えたこと——これを論証する手続きは、そう容易ではないは
ずなのだが。

「だが、少し考えてみればわかることだが、変な話だ」と始まる、「収容は三割に満たな
かった？」(44)の見出しがついた項は、「ハンセン病が強烈な伝染病ではないことがわか
る」(45)とうたえるための記述で埋まっている。ではそれがどう説かれるのか。

近代国家日本の最初のハンセン病対策法令が施行されたときの設置療養所定員が1100、
定員拡充された1930年時点での在園者数が2681(ほか私立療養所に601)、同年に内務省
がおこなった調査による「全国のハンセン病患者」の数が1万4261、すると、「在宅患者
数」が1万以上となる、という。このようすをさきの見出し「収容は三割に満たなかつた？」

⁵⁾ 藤野豊編・解説『編集復刻版近現代ハンセン病問題資料集成』戦前編第2巻(不二出版、
2002年)。

があらわしている。ただ、見出しについての「？」があれやこれやを曖昧にしている。「全国のハンセン病患者」数1万4261を、療養所内外ふくめたすべてのそれとすると、公立療養所における在園率は19%でいどとなり、これでは、2割に満たなかった、とするほうが適切ではないか。私立療養所の在園者をくわえると23%でいどで、これも、2割強だった、というほうがよいだろう。まあ、本文では、「一九三〇年の時点では、三割に満たない」と明記しているのだから（それならば見出しに「？」をつけなければよいのに）、著者に迷いはないのかもしれない。ただ、著者が $10000 \div 2681 = 0.268$ と計算をして、およそ27%だから「三割に満たない」と指摘したのではないかと、わたしは下衆の勘繰りをしてしまった。

それについてはひとまずおいて、さきにすすむと、「療養所のさらなる拡充が急がれ」、「一九三〇年代には国立療養所が「癩予防法」を拠り所として新設され、先行の公立療養所も国立になり、さらなる拡充がはかられる（全国で十三か所の施設が整えられる）」と記される。では、「先行の公立療養所も国立にな」ったのはいつか？——この記述からは、1930年代、と答えることとなるとおもわれるが、それは事実とは異なる。曖昧、不正確な記述だ。

「さらにもうひとつの数値がある」とあげられたそれは、1900年に政府がおこなった調査による「ハンセン病患者数」3万。さきに1930年の同数値を1万4261とあげていたのだから、「つまり、患者数は、一九〇〇年から一九三〇年の三十年間で半分に減っていることになる」と指摘し、「この減少の理由を、先の法律第一一号に基づいて、放浪するハンセン病患者を収容し、看護することが功を奏した、と説明することができる」と記載したのだった。

さて、1900年時点での3万、1930年のときの1万4261という「ハンセン病患者数」とは、いったい療養所在園者をふくめているのかどうか。1900年に公立の療養所はなかったから、そのときの3万人という「ハンセン病患者」は、そのおおよそが私立療養所外にい

たこととなる。また、さきにみたとおり 1930 年時の療養所内外の「ハンセン病患者数」が 1 万 4261 で、1900 年時の数値とあわせるために、1930 年時の私立療養所在園者数 601 をひくと 1 万 3660 となる。3 万と 1 万 3660 との差が 1 万 6340 で、そこから 1930 年時の公立療養所在園者数 2681 のをひくと、1 万 3659 となる。この数の「ハンセン病患者」はどこへいったのか?。「この減少の理由を〔中略〕收容し、看護することが功を奏した、と説明することができる」というのだから、まさか治癒したというのか。いくにんかは死没したとしても、「この減少の理由」の「説明」がこれでよいのか。かなり怪しい。

ここには、数値のあつかいが不可解、「患者数」が半減した根拠が薄弱、そして内務省なり政府なりの調査による「患者数」は、間違いなく癩=ハンセン病の発症者数としてよいかどうか、という問題がある。したがって、「これらのことから、ハンセン病が強烈な伝染病ではないことがわかる」とはいえない。その指摘にはべつの論証が必要となる。

もっとも著者はそのすぐあとで、1903 年の帝国議会衆議院における内務省衛生局の見解（「ハンセン病は感染症とはいっても急性感染症ではないので、伝染病予防法の対象とはならないと否定している」46）をとりあげている。ここでも「急性」か否かと「強烈な伝染病」かどうかは論点が異なっているのだが、致し方なくそれをおくとしても、べつな、もっていいいな論述が必要だと気づかなかっただろうか。

念のため、本書から該当箇所を引用しよう。

一九〇三年、第二一回帝国議会衆議院に山根正次がコレラ、チフス、赤痢などの急性感染症を対象にした伝染病予防法の改正案を提出し、ハンセン病も対象に入れるべきだと主張した。この時、内務省衛生局は、ハンセン病は感染症とはいっても急性感染症ではないので、伝染病予防法の対象とはならないと否定している。

この経緯をかんたんにたどっておこう。山根正次ほか 7 名が提出した「伝染病予防法中改正法律案」では、「伝染病予防法中左ノ通改正ス」として、「第一条第一項中「及「ペスト」ヲ「ペスト」及癩」ニ改ム」とまずある（「衆議院議事速記録第十六号 議事日程 第十八

乃至第二十三ノ件」『官報号外』明治三十八年二月十五日）⁶⁾。そして、第 21 回帝国議会衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会において、出席した内務技師野田忠広が、「本病〔「癩病」〕ハ慢性ノ伝染病デアリマシテ、他ノ急性ノ伝染病ノ如ク、劇シク、蔓延致シマセヌ」とのべたと記録されている（「第二十一回帝国議会衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会会議録（速記）第三回」）。なおこの会議は、「明治三十八年二月十七日午前十時三十分開議」とのこと。明治 38 年は西暦 1905 年。

なお、山根正次は、それ以前にも衆議院において、「慢性及急性伝染病予防ニ関スル質問書ヲ出シテ」いて、そこでは「日本帝国ニ於キマシテハ、慢性伝染病ノ流行ト云フモノガ、非常デアリマシテ〔中略〕慢性伝染病ノ中、吾々ノ最モ恐ルベキモノハ何ンデアルカト云フト、肺結核、癩病、花柳病、「トラホーム」ノ、此四ツデアリマス」と指摘し、「実ニ危険極マル所ノ病気が、斯ノ如ク沢山ニ日本ニ蔓延シツヽアル以上ハ、早ク此規則ヲ制定セラレンネバナラヌト思ヒマスル」とうたっていた（「衆議院議事速記録第五号 質問ノ理由ニ付キ山根正次君ノ演説」『官報号外』明治三十六年五月二十八日）。それに対して、内務大臣内海忠勝による「衆議院議員山根正次君提出慢性及急性伝染病予防ニ関スル質問ニ対スル答弁書」には、「一肺結核癩病、トラホームノ予防措置及花柳病予防上現行法令以外ノ事項ニ関シテハ夙ニ其必要ヲ認メタルモ其関係スル所ノ範囲広汎ニシテ且ツ実行上困難ナル点尠カラス故ニ能ク地方ノ状況ニ鑑ミ時宜ニ適応セル措置ヲ実施センカ為メ目下其方法講究中ニ属セリ」とあった（「第十八回帝国議会衆議院議事速記録第九号」『官報号外』明治三十六年六月一日）。このときの帝国議会衆議院は第 18 回、明治 36 年は西暦 1903 年。

なお、本書に衆議院議事録の出典はあがっていない。著者は議事録をなにでみたのだろうか。わたしが閲覧した資料集成の戦前編第 1 巻（2002 年）には、同資料集成の編集と解説を担ったものによる「解説」が記載され、そこに、以下のとおり記されてあった。

一九〇五年、第二一回帝国議会に警視庁の警察医出身の山根正次が「伝染病予防法」の

⁶⁾ 以下、衆議院の議事については、藤野豊編・解説『編集復刻版近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編第 8 巻（不二出版、2002 年）を参照した。

ヒズ・オウン・ウェイ

改正案を提出した。改正案には、同法の対象にハンセン病を加えるべきだという主張も含まれていた。しかし、この時、衛生行政を管轄していた内務省（一九三八年からは厚生省）当局は、ハンセン病は急性感染症ではないと反論し、結局、この主張は否決された（『第二一回帝国議会衆議院議事速記録』）。このことは極めて重要である。すなわち、当時においてさえ、内務省当局は隔離の対象であったコレラのような急性感染症とハンセン病とを明確に区別していたのである。すなわち、感染が発症に直結する急性感染症と、感染が必ずしも発症とはならないハンセン病は同等には扱えないという認識である。——本書の展開と似ている。いいや、そうではない、本書の展開が、この「解説」の文章に似ているのである。

もういちど、さきの本書からの引用箇所をみよう——「この時、内務省衛生局は、ハンセン病は感染症とはいっても急性感染症ではないので、伝染病予防法の対象とはならないと否定している*。」文末に注記号がついていて、そのすぐわきに、「※『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会編『ハンセン病をどう教えるか』（解放出版社 二〇〇三年）一七頁。なお、山根正次は警察医官を経て代議士となった人物」との注記があった。同書 17 ページには、

こうして、議会で隔離政策の実施を求める声が高まるなかで、1903年、第21帝国議会衆議院に、山根正次がコレラ・チフス・赤痢などの急性感染症を対象にした伝染病予防法の改正案を提出し、ハンセン病も対象に入れるべきだと主張しました。／しかしこのとき、内務省衛生局は、ハンセン病は感染症とはいっても急性感染症ではないので、伝染病予防法の対象とはならないと否定し、この改正はなりませんでした。

とあった。本書のさきの引用箇所における年次の間違いは、著者が参照した同書からうつったのだった。出典が明示してあるとはいえ、丸写しだ。間違いもふくめて。なお、著者が参照した文献の17ページには、山根の経歴は記されていない。さて、著者はそれをどこで知ったのだろうか。

本書本文にもどると、ついで、なぜか行替え2字下げのうえで、「これらの事実が明らかにするように、在宅患者を多数かかえておいて、患者数の減少をみることができれば、いったいどのようにして、家庭に留まる患者を強制的に隔離するという理屈が生まれるのだろうか。この点について考えることは、ハンセン病問題の核心を突くことになる」と私は思っている。いったいなぜ、強制的な隔離は遂行されなければならなかったのか(46)と問いを提示する。

これも論述がおかしい。ついまえのページで、「患者数」の「減少の理由」を、「ハンセン病患者を収容し、看護することが功を奏した、と説明することができる」と明記していたのだから、著者自身が「在宅患者を多数かかえておいて、患者数の減少をみることができ」その理由を「収容し、看護すること」におきながら、そのすぐあとで、「いったいどのようにして、家庭に留まる患者を強制的に隔離するという理屈が生まれるのだろうか」と問うことは、問題をもとにもどすこととなり、おかしいはずだ。念のため、再引用しよう――

つまり、患者数は、一九〇〇年から一九三〇年の三十年間で半分に減っていることになる。この減少の理由を、先の法律第一一号に基づいて、放浪するハンセン病患者を収容し、看護することが功を奏した、と説明することができる。在宅患者の隔離を目指して無癩県運動が展開するのが一九三〇年代であるから、放浪する患者を隔離するというそれまでのやり方で、十分に成果が上がっていることになる。

著者は、「癩予防法」公布施行以前の体制で病者が半減したのだから、「放浪するハンセン病患者を収容し、看護することが功を奏した」、「在宅患者を多数かかえておいて、患者数の減少をみることができ」と理解したのだった。では、やはり、「減少」したというその「半」分の人びとはどこへいったというのだろうか。

本書に記されているとおり、1930年公布施行の「癩予防法」と1907年公布1909年施行の「癩予防ニ関スル件」とでは、「療養所ニ入所セシムベシ」とさだめられたその対象が異

なっていた。前者では「癩患者ニシテ病毒伝播ノ惧レアルモノ」で、後者ではそれが「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」だった。本書がくりかえし記す、後者では「放浪するハンセン病患者のみが収容の対象とされた」（40。46も同様）とは、厳密に言えば正確ではない。同法の条文に「放浪」の語はない。

後者の「癩予防ニ関スル件」は対象を限定していたとはいえ、「癩患者」の一部を「療養所ニ入所セシムベシ」＝隔離させる、としていたのだから、著者はこの法令が効力を発することによって「患者」が半減したとのべたのだった。

この隔離をめぐる著者はまた、「国家の体面を守ること」「国辱論」（47）に始まり、「悲惨な状況にある患者を救いたい。患者を療養所に収容することが考えられたことの発端には、患者救済の意志があった、とみなされてしかるべきであろう」（47）と、「医療従事者の真摯な態度が、患者の療養所への収容を推し進めたと、考えることができる」との議論へとつなぐ。いいかえると、「善意の意志と抑圧を生む強権」（48）の指摘であり、「この二つをつなぐ論理、そのことにとっても大きな問題があることはわかる。／この点については、これからしっかりと考えていきたい。読者の皆さんには、この問題を心に留めておいていただきたいと思う。その上で、今は、患者収容の実際を追うことにしよう」（48）という。「しっかりと考えていきたい」という「これから」とは、本書のこのあとのページでということなのか、本書刊行のあとでさらにとということなのか、よくわからない。

「患者収容の実際を追うこと」が第1章「三 収容二景」（49-57）に展開する。ここにいう「二景」とは、掲載された2か所3葉の写真を指していよう。

「患家訪問」のキャプションがついた1葉の写真をめぐっては、それが掲載された原著には、「山間溪谷に、離島に蹲居する癩者を訪ね、皇室の御仁慈を伝え、療養所入所をすすめる」（53）との「説明」があったという。出典は、1936年出版の『星座』。「著者（兼発行者）は、林文雄。初代敬愛園園長である」とのこと。ここにいう「蹲居」の語に「そこ」とルビをふったうえで著者は、その語は「身をかがめ、うずくまるようにしてしゃが

みこんでいる様をいう。このような表現からして、患者の人々が世間の視線を避けるようにして生きてきたこと、そして、そのような生き方を患者の人たちに強いている世間のありように、何も疑問を持っていない園の管理者たちの姿勢がうかがえる」(54) ととらえてみせた。

『広辞苑』で「蹲居^{そんこ}」をひくと、「うずくまって居ること。尻を地につけずに身をかがめること」とある(わたしには「そんきょ」と音ずるほうが馴染みがあるが、それはおく)。この1語から、さきにみた著者の解釈がでてくるのか。本書に引用された原典の1文では、「皇室の御仁慈」との対照で、それに感謝し、それをありがたがるものの姿勢を、うずくまっていることとあらわしたにすぎないとおもう。

もう2葉の写真についての議論は省略しよう。「収容二景」と題された節は、「それら〔「家族」「親しい友人」「なじんできた街並み」など〕を断ち切ってまでも、隔離収容することを是とした理由、ハンセン病を日本からなくすためには患者の隔離はやむをえないとされた理由、それは、本当に考えに考えぬかれた末にたどり着かなければならないものであったのか。しばらくは、この点について、見ておくことにしよう」と記して閉じられた(57)。一読してすぐにうかんだ疑問——「本当に考えに考えぬかれた末」かどうかを、どのように判定するのだろうか。

第1章「四 隔離を支えた考え方」の議論は単純で、「ハンセン病は強い感染力を持つ伝染病である」(60) ことを理由として、「患者の福祉から国民の福祉へ」(2つめの見出し) という「ひとつの合理的な説明ができあが」ったという(60)。この節の末尾をみよう——患者の隔離をしなくてもハンセン病を克服して行けると考えていた人〔たとえば小笠原登〕の意見が封殺され、強制的な隔離が推し進められた。そこには、国民をハンセン病から守るといふ強い意志があったとしても、それだけで、患者の人たちの人格が蹂躪されることもやむを得なかったと、納得するわけにはい^{ママ}かないだろう。他人の犠牲もやむを得ないとして、「よさ」の実現へと進む人間の行動を支えるもの、支える力の構造、こ

れを私たちは問わなければならないのである。それが、光田〔健輔〕や神谷〔美恵子〕の思索に含まれた陥穽を問うことであり、ハンセン病問題に潜む大きな問題を明らかにすることである。ただし、このことについて、今、直ちに答えることはできない。再び、園の生活に戻って、そこでの椎林さんたちの暮らしを見てゆきたい。

とのこと (62)。さきにみた、第1章第2節の末尾によく似た記しぶりだ。さきおくりされた大切な議論はどこに記されるのだろうか。

「園の中にも差別が一園のくらし」と題された第2章は、4つの節に分かれ、その題目は順に、「一 子どもたちの生活」「二 園の中ではじめて受けた差別」「三 貧しさと屈辱のくらし」「四 卒業証書に記された「癩」という文字」となる。

第1節では、敬愛園のなかにあった「敬愛学園」と称された教室について記される。4葉の写真が載せられる。そのうちの1つは敬愛学園の「前庭」を写したという——「恐らくはひどく狭いものであったはずの校庭だが、元気そうに遊んでいる子どもたちの姿が、妙に痛々しい」とのキャプションがつく。おそらく著者による記述だろう。逆光のためか、写真から子どもたちの表情がわからない。レンズのアンクルによって切りとられた校庭が、「ひどく狭いものであった」かどうかよくわからない。著者も「狭いものであったはず」と記しただけで、この写真以外のなにかで校庭の広狭を確かめたわけではなさそうだ。そして、「子どもたちの姿が、妙に痛々しい」とは、だれもがこの写真からうける感想だろうか。いいや、そうはいえない。動きを充分にとらえていない写真は、子どもが「元気そう」かどうか、「遊んでいる」のかどうかを語ってはいない。白衣姿のおそらくおとなが4人くらいみえる。学園内の写真であれば、これがたとえば体育などの授業でないと、なぜいえるのか。穿った見方をすれば、療養所内の狭い校庭で子どもたちが生き生きと、楽しそうに、遊んでいるはずがない、との著者の先入観があらわれている。

著者はまた、「子どもたちにとって、遊びは、人間の能力を開発していくための大切な営みだ。でも、園の子どもたちは、閉ざされた空間の中から外に出ることができなかった。

好き勝手にしてよい場所は与えられなかった。学校の運動場、それも狭い空間だけが遊び場だった」(66)と記す。その1つまえのページに載る写真に、「昭和14年、敬愛学園の児童たち。恐らくは、遠足にでも行った時の写真ではないのだろうか」とのキャプションは著者が記したのだろう。集合写真には、整列した子どもたちのうしろに丘とみえる景色が写っている。これは園内の「遠足」だったのか。「園の子どもたちは、閉ざされた空間の中から外に出ることができなかった」と著者が記したのだから。

著者は、敬愛園の子どもたちが暮らす場が「狭い空間だけ」「閉ざされた空間」とし、「好き勝手にしてよい場所」はあたえられなかったととらえて、「子どもたちの想像力を喚起するほどのものではなかった」(66-67)と指摘した。だが、これは事実か。子どもたちが「好き勝手にしてよい場所」は畳一帖ほども、またほんの数分もあたえられなかったと断言できるのか。

たとえば、『南風』(星塚敬愛園慰安会編、星塚敬愛園慰安会発行、1958年)という子どもたちの文集記録がある⁷⁾。本書では参照された形跡がないので、著者はこれを知らないか読んでいないかのどちらかだろう。そこにおさめられた詩をみよう。

今井洋一郎／朝はやく小鳥の声がきこえるなにか心がうきうきするよう／やきいもを
ふうふうふきふきなめながらいものおいしさしみじみ思う／将来を考えてみればうれし
さにひとりでしぜんにえみをたたえる

この1編には、「子どもたちの想像力」がみとめられないのか。同書に載る安倍幸男「幸福」、青山明「道」、西田豊子「雑草」の文章を読むとよい。

本書にもどると、そこではさらに、「子どもたちも働いた」の見出しがある項では、園内での作業全般に言及して(69)――

作業に応じることが求められるだけで、工夫を伴う努力は求められなかった。園で暮らす人たちは園を管理する者に従うしかなく、よく従っているかどうかで評価された。そ

⁷⁾ 同書序文でかつて星塚敬愛園の園長だった塩沼英之助は「『南風』は敬愛園少年舎少女舎にあって療養した子供たちの回覧誌『南風』からの選集である」と記した。

ヒズ・オウン・ウェイ

れは、園で暮らす人たちの意志が尊重されなかったということであり、彼らが大人として扱われなかったということである。そして、そのようなことが、彼らの人格を踏み躪る行為であることに、園の管理者たちは気づかなかつた。

と記すとき、著者は敬愛園についてだけをのべたのだろうか、それとも療養所一般につうずるようすを指摘したのだろうか。「作業に応じることが求められるだけで、工夫を伴う努力は求められなかった」と明記し得る根拠はなにか。もとめられなかったから、在園者たちも「作業に応じる」だけで、「工夫を伴う努力」をしなかったというつもりなのか。「園で暮らす人たちの意志」を「尊重」していないのは、いったい、だれなのだろう。

第2章第2節にも、おかしな記述がある(79-80)——「疎まれている人たち〔療養所在住者〕にこのように接する〔「厄介者としてとらえる」「そのうち死に絶えるのを待」つ〕社会において、そのような人たちに対して、園の職員が好意的な感情をもって接することは難しい。社会の空気に感化されて、患者となった人たちを困った存在、いない方がよい存在ととらえていたとしても、無理のないことかもしれない」というとき、そう考える根拠はなにか。もっとも、「無理のないことかもしれない」とただの思いつきが記されただけであれば、それにつきあう必要はないかもしれない。この1つまえのページにある、「座敷豚」との療養者への悪罵をめぐる記述でも「かもしれない」の語が連発されていた。当て推量をつみかさねてゆくのであれば、史料はまったく必要ない。療養所にゆかずとも、新聞やテレビジョンからの情報だけでも、療養者になげつけられた侮蔑に憤り、それが許される社会では療養者に対して「園の職員が好意的な感情をもって接することは難しい」と指摘することは、とてもかんたんだ。

「ある噂話、その背景にあるもの」の見出しがついた項も、記述の様相は似ている。在園者からの聞きとりで、「こんな話もあったの。患者をみんなね、船に乗せて、沖に出て。それで、沈めてしまえばいいって。そうすれば、すべて片づく。ハンセン病は、日本の社会からなくなる。病気の心配のない世の中になるって／ふっふっ、おかしいでしょ。いっ

たい誰がそんなこと言ったのかな。でも、そんな話が、本当にあったのよ」(81)。「その出所のわからない風聞が、椎林さんの耳に入ったのは、戦時中であったのかどうか、そのあたりのところは本人の記憶にも定かではない」ともいう。噂話や風聞につきものの、出所も時期も不明ということだ。著者はこれを取りあげて、そうした噂話が発生する「理由」や「背景」を、「かもしれない」「とすれば」「とするならば」「であれば」などの推量、仮定の語をつけ、しかも根拠も示さずに記述してゆく。そして、「ところが、この噂話には、根拠があった」と断言した(84)。さすがにここには典拠が示されていて、「藤野豊『日本ファシズムと医療』(岩波書店、二〇〇一年、二八三～二八七頁)に学んだ。なお、藤野が論拠とする以下の三文献については、すべて確認することができた」とていねいにも参考文献が依拠したさらにその原典にもさかのぼって確認をしたと明記したのだった。

困ったことに、このあたりの記述にはいくつもの誤認がある。

①藤野の著書『日本ファシズムと医療』は岩波書店が発行したが、刊行年は2001年ではなく1993年だった。同書に「ナウル」についての記述はない。あらかじめここで示すと、本書第5章でも藤野の同書が参照され(191)、そこに注記された書誌情報でも、やはり刊行年を2001年と誤記している。ほかの文献の書誌情報を1つずつ点検していったら、どれほどの誤記があるのだろう。そうおもって見たわけではないが、べつな箇所でも参照された、藤野が2006年に岩波書店から刊行した著書の書名が「ハンセン病問題と戦後民主主義 なぜ隔離は強化されたのか」となっていた(62)。正しくは、「ハンセン病と戦後民主主義 なぜ隔離は強化されたのか」。また、「序章「二 世界の隔離と「日本型隔離」」四九～五二頁参照」とあるが、序章は1ページから23ページまでしかない。もうこれ以上はやめよう。たぶんきりが無い。でもついでに。本書第5章(207)では「ハンセン病と戦後民主主義 なぜ隔離は強化されたのか」ときちんと書名は記せたが、「第一章 強制隔離と断種」との章題には力およばず間違えてしまったか(正しくは「第一章 絶対隔離と強制断種・再考—「特殊部落調附癩村調」の意味するもの」)。この著者が勤務する大学では、学生の提出したレ

ポートにこれほどの間違いがあったとき、まあひとにはだれにも誤りがあるとして、可
可以外の評価をつけることがあるのだろうか。優や良はあり得ないとして、可ならいいの可。

②「ナウル」についての記述がある（見出しは「ナウルの集団虐殺事件」）藤野の著書は
『「いのち」の近代史―「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』が書名、発
行所はかもがわ出版、刊行年は2001年、該当する記述は283-287ページではなく、さきに
あげた見出しのものと記述は、429-432ページ、となる。

本書では、「しかし、事件が起こる。日本軍は、全患者を船に乗せて沖に出し、沈めた。
複数の証言が得られているから、間違いのないことである*。」(84-85)と記された※以降
の注の記述で、参照したという藤野の著作についての情報が間違いだらけなのだった。

③それだけではなかった。藤野は、「一九四三年の夏にナウル島を占領していた日本海軍
のもとで、現地のハンセン病患者が集団で虐殺され海中に沈められたこと」(431)を3点
の文献にもとづいて前掲『「いのち」の近代史』に記していた。本書著者による「一九四二
年、日本軍の占領下にあったナウル島（メラネシア、赤道直下にある小さな島。現在、バ
チカン、モナコについて、世界で第三番目に小さな独立国。面積21km²）で、実際に起きた
ことであった」(84)という記述では、藤野の著書にある事件の年次とは違っている。

大学教員の著書で、これほどにひどい本は、そうそうないだろう。

④さらに、「根拠」の語意を『広辞苑』で確認すると、「ある言動のよりどころ。もと。
また、議論などのよりどころ」とある。さきに椎林が聞いたという噂話は、それがいつ聞
いたのか話者もわからなくなっていたと著者自身が記していた。1943年以前なのか、それ
以後なのかもわからないわけだ。そうした噂話のよりどころ、もと、として、なぜ1943年
ナウル島での事件をあげることができるのか。それこそ、根も葉もない当て推量ではない
か。くりかえすが、著者は、「ところが、この噂話には、根拠があった」と断定したのだ。

「敬愛園で語られていた噂話、根も葉もないはずのものであるべき噂話、ただの笑い話
であるべきはずのものが、本当にあった。そして、このことが意味するところを、一緒に

考えてほしかった」(86)と著者はいう。まずは著者自身が、「噂話」なるものをめぐる「根」や「葉」をしっかりと考えぬくことが必要だ。いいや、文献をきちんと読むこと、いいや、そのまえに文献の書誌情報をきちんと確認し、それを正確に記すこと。そのうえで、その文献からきちんと情報を得なければならない。「一緒に考え」るのはそのあと、それらがきちんとできるひとと、のほうがよい。

箸休めならぬキーボード休めに本書「あとがき」をみた。そこに、「言葉を発することは、相手に対して意味を伝えようとすることであり、意味をわかち合いたいと願うことであり、その意味をともに生きようと誘うことである」(297)との箴言か格言が記してあった。意味云々のまえに、正確に、という教えはなかったのだろうか。正確に言葉を発することは、とても大切だ、とわたしはおもう。

第2章「三 貧しさと屈辱のくらし」の冒頭3段落めに、「強制収容された人たちは、その〔戦時下の一般社会でも制限があった、それらさえもないほどに〕ささいな自由さえも奪われた。工夫や励まし合うことにかかわって、規則に従って生きるだけ、決められたものを受け取るだけの生活を強いられた」(87)と記されている。さきにみた本書第2章第1節の記述では、療養所内では「工夫を伴う努力は求められなかった」(69)と記されていた。「求められなかった」よりも「強いられた」との記述は、よりいっそうそのどあいが高まっているとあらわしているようだ。しかしやはりここでも、その典拠は示されていない。

だが本書の記述は、戦時下の貧しさや不自由さについて深められないままに、「園での生活を理解するために、ひとつのエピソードを紹介しておきたい」(88)と話題が移ってしまう。1938年10月の寮での食事をめぐる職員の不当な態度をめぐる糾弾の「事件」である。それが紹介されたあとに、「劣等意識をつくる隔離」の見出しがついた項がおかれる。その冒頭(91)――

強制収容されそこで生きることを余儀なくされた人たちと、悪い状況下ゆえに不便を忍ばなければならなかったがそれでも拘束されているわけではなかった人たちとでは、同

じことについてもその感じ方は違ってくる。自由であればこそ耐えることができることも、ハンセン病の烙印を押され、自由を奪われて生きることを強いられた者にとっては、みすばらしい食事は、決して時代のせいだけではなく、病気を病む者それゆえに劣った者として自分が位置付けられていることを思わざるを得なかった。／このようなことをインフェリオリティ（劣等）・コンプレックスと言う。

とのこと。

『ジーニアス英和大辞典』は、「inferiority complex」を「劣等複合」「劣等感、引け目」としている。著者はそれを、「病者は健康者を意識し、自分の処遇についてそれが納得できないものであれば、健康者との比較において自分がそのように理不尽な処遇を受けるのだと考える。他者を複合（コンプレックス）の一要素として意識の中にかかえこみ、他者との対比によって自分を理解する。自分を劣った者としてとらえ、それによって苦悩する」（91）と説いている。著者が、療養者をめぐって「劣等意識」なるものを議論することは自由だが、これは療養所に生きる療養者の理解に、あるいは少なくとも、さきに著者自身があげた「ひとつのエピソード」を理解するときに有効な概念なのだろうか。

1938年10月のことという「ひとつのエピソード」をみよう。出典は『五十年史』五九～六〇頁」とある。だいじょうぶか。きちんと原典が参照されているか。

場面は男子独身寮での朝食。汁飯盒のなかの薄い味噌汁に、「指を巻いた包帯が、そのままの形で浮いていた」。交換のために寮員のひとりが飯盒をもって炊事場へゆく。彼が炊事職員にとりかえを頼むと、炊事職員のひとりが「「なにをいってるんだ。おまえたちはここに来るまで橋の下で暮らしていた乞食じゃないか。贅沢いうな」と嘲笑する口調で言った」（89）。すると――

真地屋〔寮員〕はかっとう頭に血がのぼるのを感じた。真地屋の表情がこわばり顔色が変わるのを楽しむように、渡辺〔炊事職員〕は「たまには、そんなものを食べた方が薬になるだろう」と意地悪くいった。真地屋はいきなり汁飯盒を渡辺に向かって叩きつけた。

渡辺の足元に飯盒が転がり、味噌汁が飛び散った。真地屋の怒りは頂点に達していた。

／「何をするんだ、馬鹿野郎！！」渡辺が真地屋の胸を力いっぱい突いた。

これは「殴り合いにはならなくてすんだ」とのことだが、この出来事をふまえてさきの『五十年史』は、「たしかに、当時の入園者の中には、故郷を逐われて放浪しながら物乞いをしたり、学校にも通わず人目にふれぬように隠れて暮らしていた者や、家族と離れてひっそり山奥で炭焼きなどをしていた、という者も少なくなかった。そうした入園患者の心情を、逆なでするような渡辺の心ない言葉に望月〔人名でなく寮名〕寮員は激昂した。しかし、それは渡辺だけに限ったことではなく、職員のなかには、患者を無知で粗暴で手にあまる厄介者、と見る向きがあった。職員から面と向かって、「穀つぶし」「死にそこない」と罵られたことのある入園者はざらであった」と記録をくわえた(90)。

『五十年史』にあるこの記録は、療養者の「劣等意識」を伝えているのだろうか。わたしには、不当な処遇に対する正当な異議申し立て、あるいは抵抗だとみえる。「劣等意識をつくる隔離」(見出し名)とは、正しい、あるいは事態に適った指摘なのか。食べもののなかに異物が入っていれば、そのとりかえをもとめることはとてもあたりまえだし、それに対して不当な対応がなされれば、憤激して当然だ。そこに引け目や「劣等意識」があらわれたり作用したりする余地があるのか。

著者はこの節の末尾に、「しかし、そのようなコンプレックスは持つ必要がないことを学びわかち合うのが、成熟した人間の社会でなければならない。それなのに、強制隔離は、逆に、これ(コンプレックス)を助長し、ハンセン病を病む人たちを苦しめた。隔離を主導した人たち、そして、それを批判できなかった人たちの大きな罪である」(92)との糾弾を記した。しかし、この「汁飯盒」と「劣等意識」とは、「強制隔離」下の出来事とはいえ、ほとんど関係がないといわなくてはならない。「ハンセン病の烙印を押され、自由を奪われて生きることを強いられた者にとっては、みすぼらしい食事は」(91)と著者は記したが、さきの記録で療養者を怒らせた原因は、「みすぼらしい食事」(みた目が貧弱な食事)にあ

ったのではなく、食べものに入っているはずがない異物だったのだ。療養所に生きるものをめぐって、「病気を病む者それゆえに劣った者として自分が位置付けられている」(91)とみなしたものは、また、療養者をめぐって「病気の自分を劣った者とみな」したものは、この節のかぎりでは、著者そのひとではなかったか。

ここであらためてのべると、わたしは、療養者が引け目を感じたことがなかったとか、療養者にみずからを劣位におく意識をみてはいけないとかいっているのではない。本書の論じ方が適切ではないと指摘しただけのこと。

第2章「四 卒業証書に記された「癩」という文字」は、敬愛学園で学んだ療養者がその卒業証書に「国立癩療養所星塚敬愛園」と記されていたことについて、その当人が、「「癩」だけのぞいてくれるといいのになって、そう思うの」と「とても言いようのない思い」を抱いたというその感慨から始まる(93)。著者はいう(94)――

卒業証書に「癩」の文字をしるした人たちは、どのような思いでそのようにしたのだろうか。確かに、子どもたちは、敬愛園の中にある学校で学んだ。複式の学級ではあったが、教師の資格を持つ者が授業を行い、法(学校教育法)に定められた教育課程を、子どもたちは終えることができた。尋常小学校、高等小学校の教育課程を修了した者に対して与えられる卒業証書は、おそらくは当時の行政機関の区分けによる管轄区域の学校長名で発行されるべきものであったはずである。言いかえれば、最寄りの学校の分校という位置づけがされるべきであり、発行者として本校の学校長名が記されるべきものである。／しかし、椎林さんたちが受け取った卒業証書はそうではなかった。園長名で発行され、「国立癩療養所星塚敬愛園」で学んだと記されていた。

さらに、「一体なぜ、そのような記載が必要であったのだろうか。確かに虚偽が記載されているわけではない。事実をそのまま書いたといえ、それまでのことだ」(96)と記したうえで、もう見出しだけ記すと、「人は違いを見分け、つくりかえる」「違いを強調しながらも、違いに鈍感な社会」「秩序をつくること、秩序づけられること」を論じていったはずで、

節の最後は(102)——

したがって、当然、自分が園の子どもたちにとって差別者としてあるなどということも、思いもよらないことである。ハンセン病を病んだ人たちは、自分たちとは異なった存在として、別の生き方、在り方を受け入れなければならない存在として、秩序の中に位置づけられた。言いかえれば、園を管理する者たち、健康者たちは、自分たちが生きる秩序の外に彼らを置いた。それが差別であるという認識は、そこでは持たれていない。存在として別のものだという合理的な認識が支配しているからだ。

との記述があるまとめとなった。

卒業証書に記された「国立癩療養所星塚敬愛園」のなかの1文字「癩」が議論の発端となって、10ページにおよぶ1つの節の記述となった。

著者は「事実をそのまま書いたといえば、それまでのことだ」(96)、「国立癩療養所星塚敬愛園」で学んだと記されていた(94)、「小学校の修業課程を終えたという証明書に記載すべき特別なことが、どうしてその児童が「癩」を病んでいたということなのだろう」(100)と憤慨し、「園と外の社会との違いには十分すぎるほど敏感であり、違いを徹底して守っていた人たちが、その証書を受け取る人たちの気持ちに全く鈍感であった、ということである。「癩」という文字の記された証書を受け取った人間が、どれほど心を痛めることになるか、痛めたかということに、全く考えが及んでいない」(99)とその非難は厳しい。

だが、著者がいう「事実」とはなにか?——たとえば、「学校教育法」といえばふつうは1947年公布のそれをいうのであって、1940年代前半に学校を終えたという療養所の子どもたちとはかかわりがない。また、本書のこのあたりの記述は史料にもとづいているのか。著者は敬愛学園の卒業証書をみたのだろうか。これまでの展開からして、おそらくそうではないとおもう。いいや、みていないと、わたしは断言する。

いくつか文献をみよう。まずは、①『創立四十周年記念誌』(編著者名なし、国立療養所星塚敬愛園、1977年)。同書の構成は、1. 沿革、2. 職員に関する事項、3. 施設に関する

事項、4. 患者に関する事項、5. 医療に関する事項、6. 看護に関する事項、7. 給食に関する事項、8. 附属施設其の他に関する事項(1)附属准看護学校、(2)未感染児童保育所、(3)小・中学校分校 (p134-138)、(4)財団法人星塚敬愛園慰安会、9. 思い出の記、10. 創立 40 周年記念式典、となっていて、8. (3)で園内の学校をとりあげている⁸⁾。

そこには、「まず、本園創立昭和 10 年 10 月 28 日から約 2 ヶ月後の昭和 11 年 1 月 8 日、当時の入園者事務所（現在は自治会倉庫）の一室を教室として、生徒数 23 名の敬愛園学園が開設された」（134）と記されている。なお、そのつぎのページ（135）に掲載された「星塚分校沿革年次表」では、学校の名称が「敬愛学園」となっている。ついで、「これまでの間は、園長はじめ職員、入園者の有志が教育の実際にあたってきたのであるが、昭和 25 年 3 月 3 日、鹿児島県教育委員会から地元西俣小学校、大始良中学校と、それぞれの分校設立の認可をみて、同年 4 月 10 日から教員 3 名（小学校 1 名、中学校 2 名）配置のもとに開校され、年少患者に対する正規の学校教育は、このときに始まったわけである」（下線引用者）とその濫觴が記されていた。

卒業証書の「癩」の 1 文字について著者に伝えた話者は、1938 年に 13 歳で入学、1943 年に修了とのことだった。入学した学校は敬愛学園であり、そのひとの入学修了は、分校設立の 1950 年よりもまえだったとなる。

敬愛園ではその後、②『創立 60 周年記念誌』（編著者名なし、国立療養所星塚敬愛園、1995 年）と③『創立 70 周年記念誌』（編著者名なし、国立療養所星塚敬愛園、2006 年）を発行しているが、『創立四十周年記念誌』とは編別構成も異なり、療養者がかよった園内の学校についてはその記述がなくなってしまった。

④他方で、療養者たちによる史誌となる星塚敬愛園入園者自治会『名もなき星たちよー今は亡き病友らに捧げる 星塚敬愛園入園者五十年史』（星塚敬愛園入園者自治会、1985 年

⁸⁾ ここでの主題ではないのでかんたんにふれるにとどめるが、こうした療養所の記念誌を編集発行する目的がなにかが本編の構成に如実にあらわれている。療養者ではなく、園とそこに勤務する医師と職員とを主人公とする歴史の史書なのだ。

ヒズ・オウン・ウェイ

初版、2004年再版)がある。そこでは「五十年の歩み」が5つに区分されて記されたあとに、「患者統制」「作業」「医療・看護」「文化・教育」「年表」「資料」の章があり、「文化・教育」の章は「一、文化」「二、教育」の節に分かれ、第2節は、「敬愛学園のころ」(p277-282)、「学園から分校へ」(p282-286)、「敬愛保育園」の項で構成されている。「学園から分校へ」の項ではやはり、「昭和25年4月、西俣小学校星塚分校、大始良中学校星塚分校が開校することになった」(283)と記されている。(なお、同書は2015年に刊行された星塚敬愛園入所者自治会編『星塚よ永遠とこしよに一星塚敬愛園入所者八十年史 名もなき星たちに捧ぐ』に「再録」されている)

すると園内での公教育の始まりは、分校が設置された1950年となり、このとき以降の小学校、中学校の卒業証書には本校校長の名と、おそらく分校名が記されたのだろう。それ以前には、敬愛学園の名による、または敬愛園の園名による卒業証書で、そこにはどちらであれ園名が記されていたと推測される。それが「国立癩療養所星塚敬愛園」であって、卒業証書には著者がいう「国立癩療養所星塚敬愛園」で学んだと記されていたとか、「その児童が「癩」を病んでいたということ」は記されてはいないにちがいない。話者もそうは語っていない。彼女が気にかけてた文字は、卒業証書に記された園名にある「癩」の1文字だったはずだ。ここにも著者の読み誤りがある。

ここで園名を確認しておこう。同園が開設された1935年の時点では、鹿児島県に設置されたこの国立療養所の名称は「星塚敬愛園」となっていた。それが、1946年11月18日の厚生省告示第82号によって「国立療養所星塚敬愛園」となる。

鹿児島県内での療養所設置にさきだつ1927年10月10日公布施行の勅令第308号「国立癩療養所官制」で、「国立癩療養所ハ内務大臣ノ管理ニ属シ癩患者ノ救護及療養ニ関スルコトヲ掌ル」(第1条)とさだめられた⁹⁾。ついで1931年2月23日公布施行の勅令第11

⁹⁾ なおその第2条では「国立癩療養所ニ左ノ職員ヲ置クノ所長ノ医官 専任一人 奏任ノ書記 専任一人 判任」、第3条では「所長ハ医官ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス」となっていた。

ヒズ・オウン・ウェイ

号第9条において「国立癩療養所ノ名称ハ内務大臣之ヲ定ム」となった。これが翌1932年10月5日公布施行の勅令第301号において、「第九条中「名称」ヲ「名称及位置」ニ改ム」となる。1938年1月10日公布施行の勅令第20号をもって、さきの「内務大臣」が「厚生大臣」となる。そして、1946年11月2日公布施行の勅令第514号をもって、「国立癩療養所官制は、これを廃止する」となった。

敬愛園の名称を当時の文献にみよう。たとえば、「昭和十年年報／（開園第一年）」と表紙に見える年報（星塚敬愛園、1936年）のそこには、「星塚敬愛園」と記されている。同書の「第1概説」の「1.沿革」には、「昭和10年5月20日 内務省告示第342号を以て鹿児島に設置せる国立癩療養所の名称及位置を下記の通定めらる。／名称 星塚敬愛園」とみえる。この年報の後続巻をみてゆくと、「昭和二十一年々報（開園第十二年）／国立療養所／星塚敬愛園」との表紙表示の年報（発行者星塚敬愛園、発行年記載なし。この年報の「重要出来事日誌」には「Ⅱ〔昭和〕二一年一一月一八日 厚生省告示第八二号に依り国立療養所となる」とみえる）、「昭和二十二年々報（開園第十三年）／国立癩療養所／星塚敬愛園」との表紙表示の年報（発行者星塚敬愛園、発行年記載なし）、「昭和二十三年々報（開園第十四年）／国立療養所／星塚敬愛園」との表紙表示の年報（発行所国立療養所星塚敬愛園、発行年記載なし）とがある（年報はいずれも謄写版刷り）。敬愛園当局も、かならずしも名称をきちんと記してこなかった怖れがある。療養所運営者たちもその名称には無頓着だったのかもしれない。

ただ、園当局の名称への自覚がどうであれ、本書著者はそのようすを確かめていない。断言できる。

2016年の現在、国立療養所でその名称に「癩」または「ハンセン病」の語が入っているところはない。かつての一時期には、療養所名に「癩」の1文字が入っているばあいがあった。癩そしてハンセン病にかかわる療養所の名称については、法律などにそくしてきちんと把握する必要がある。

話者はこの1文字を嫌がり嫌ったのだろう。ただの名称ではある。それがみずからの経歴の証しとなる文書に記されることを嫌忌した話者の心情を推しはかり、そのことをとおして、ハンセン病をめぐる療養所における療養者の生を考える、その技能を研究者としてであれ大学教員としてであれ、鍛練することはとても大切だとおもう。ただ、くりかえすと、著者は「事実をそのまま書いたといえば、それまでのことだ」(96)と断言するのであれば、「事実」をきちんと確かめたうえで記さなければ、研究者失格、大学教員落第だとわたしはおもう。教育基本法はいつ公布されたのか、話者が語った卒業証書にはなにが記されていたのか、園の名称はどうだったのか、それらの「事実」を1つずつ確かめてゆく作業が、まずは、必要だ。

療養所在住者に「共感」することもよい、彼ら彼女たちを「そっくり理解したい」とおもうことも好きにすればよい、「限りなく相手に近づき、相手に寄り添い、その人に代わって語ろうと」(24)する使命をみずからに課す意気込みもよいが、それらをこころがける意欲はけして、過去のようすを確かめる努めを放棄することにはつながらないとわたしはおもう。療養所のなかでおこなわれた教育をめぐる、それを体験したものとともに過去のようすを憤るのであれば、それは、卒業証書に「国立癩療養所星塚敬愛園」で学んだと記されていた」ことに対してではなく、「小学校の修業課程を終えたという証明書に記載すべき特別なことが、[中略]その児童が「癩」を病んでいたということ」にむけてなのではなく、(おそらく、いいや、まちががなく、それらの記述が実際にあったわけではないから)、敬愛園では1950年まで公教育をうける権利が、在園者から奪われつづけていた事実についてであるはずなのだ¹⁰⁾。「国立癩療養所星塚敬愛園」の名で発行された卒業証書なるものは、おもうに、敬愛園で非公式の教育がほどこされていたことを明らかにする文書なのである。

¹⁰⁾ 厚生省医務局療養所課内国立療養所史研究会編『国立療養所史(らい編)』(厚生省医務局療養所課内国立療養所史研究会、厚生問題研究会、1975年)には1942年「4月 青松園の大島学園、国民学校養護学級として正式認可。療養所最初の正式教育機関である」と記されている。

第3章「相互扶助」と「奉仕」は、「一 労働力としての患者」「二 慰問と奉仕」「三 初代敬愛園園長林文雄」の3つに分かれている。

第1節では園内でおこなわれていたいわゆる患者作業がとりあげられる。それをひとまずは「相互扶助」のあらわれととらえる著者は、「一見美しいものとして目に映る助け合いの精神にも、大きな問題がある。園で暮らす人々の人生の真実、それが、「相互扶助」の美しい精神、その精神に促されて生きることを正しいと考えることの影に隠れて、見えなくなってしまう」（106。傍点原文のまま）というとき、「影に隠れて、見えなくなってしまう」「園で暮らす人々の人生の真実」とはなにか（106）――

人生の真実などと、やや大げさな表現をしてしまったが、それはなにも特別なものではない。ありふれた日常のことである。悪意はないが無頓着な言葉に傷ついたり、絶望したり、逆に、ささやかなやさしさに感動し、生きる喜びを得たりする。それが人間だし、それらの経験ひとつひとつが、人生の真実だ。

と記されてしまうと、著者自身も「やや大げさな表現をしてしまった」（やや、なのか？）と感じているとおり、ずいぶんと大仰ないいようだと、わたしもおもう。「人生の真実」＝「ありふれた日常」！。「真実」とは、「うそいつわりでない、本当のこと。まこと」「仮（かり）でないこと。究極のもの。絶対の真理。真如」とのこと（『広辞苑』）。確かに「ありふれた日常」は、そこにあった、のだから嘘偽りではない本当のことにちがいない。それがあってこそ、わたしの日々の生活があるのだから究極のものといえないこともないかもしれないようだし、絶対の真理かといわれれば、まあ絶対にそうはいわないとはいいいきれないような気がするかもしれない、というところか。

著者のいう「人生の真実」＝「ありふれた日常」に賛同できない理由はかんたんで、くりかえしになるが、大仰（「おおげさであるさま。誇大」『広辞苑』）だから。ただ、1つはっきりとしたことがある。さきにわたしの疑義を示したところ、序章の記述にも「人生の真実」の語があった（19）――「意味を共有することは共に生きることだ。そこに、人生

の真実がある」。そこにこの「ありふれた日常」を入れてみると——意味を共有することは共に生きることだ。そこに、ありふれた日常がある、となり、なにがなんだかわからなくなる。1つはっきりとしたことは、著者が記していることの多くがわからない、である。

著者のあたまのなかでの想像はつづく。「相互扶助」という美しい精神の明るさの中で、そこに生きる人たちの実際が見えなくなっている」「意に反して、あるいは、自分の収容の必要性について理解できないまま園に収容された人にとっては、ひとつひとつが自由を奪われることとして映ったとしても、それは無理のないこと」(106-107)、したがって、ということなのだろう (107) ——

強制的な収容を受けた人たちは、ささい〔ささやか?〕ではあるがかけがえのない人生のひとつひとつを奪われることによって、喜びや感動という大切なことから最も遠いところに置かれてしまった。園の管理者たちは、掲げられた美しい精神のもとに、そこで影になってしまった真実に気づくことがなかった。あるいは、そのような真実にかすかに気づいてはいたが、そのようなことは個人的な感情の中にあるものとして、美しい精神の明るい光の中で、自分たちがすすむべき道（園の完成という大きな価値）の明るさの中で、忘れさろうとし、忘れさった。

美しい文章なのだろう（著者にとっては）。すでに本書において著者は、みずからの言葉で、「社会の底辺で悲惨な生活」(59) であるとか、療養者のいる場所を「奈落の底」(77) とかと形容していた。おそらく著者は人間性や人間であることを尊重する精神や思想を有意と確信しているのだろう。ヒューマニズムである。そうした立場や観点からすると療養所の内実や実相は、口を極めて非難し、このうえない形容で貶めなければならないこととなるのだろう。そこに生きる、地獄の最底辺のような悲惨な生活をおくるものが、人生のあれもこれも奪われてしまったものが、「喜びや感動という大切なことから最も遠いところに置かれてしまった」といわなければならない使命が彼にはある、となる。それを意識しているか無自覚かはよくわからないが、わたしには無意識ではないようにみえてしまう。彼

にとって、療養所に生きる療養者たちは、「喜びや感動」があつてならないのだ。「強制的な収容を受けた人たち」を、「喜びや感動という大切なことから最も遠いところに置」いてしまったものは、だれでもない、著者そのひとだとおもう。

わたしは、かつて、いまも、療養所に生きたひとが喜び、感動したそのようすを、確かに、知っている。もちろん、苦しみも、悲しみも、怒りも、憤りも、嘆きも、楽しみも、やすらぎも、悩みも、彼ら彼女たちに、確かに、あつた。それをわたしは知っている。

そうした療養所のなかにあたりまえにあつた「喜びや感動」は、著者にとってはどうなるのだろうか。それにかかわる議論が、第3章第1節のなかの、「「奉仕」という秩序」と題された見出しのものと項にある。

「奉仕作業に参加することはよい」、それは、その作業によって、園がよくなるからだ。園がよくなるということは、具体的には、園で暮らす者みんなが住みやすくなる、不自由が解消されて便利なる」(116)——著者はこうした理解に対して、「でも、もう一度よく考えてほしい。右に述べたのは、一見論理的に見えるが、そうでもない。園の管理者の目から見ればそう見えるかもしれないが、実は、欺瞞がある。もっと言うと、最初の前提が間違っている。奉仕作業はよいことだ。これである。いったいそのよさとは何か、誰にとってよいのか、と尋ねられたら、たちどころによさの論理は破綻する」(116)——例によって、ここもなにか典拠があるわけではなく、著者のあたまのなかでの想像が展開しているのだ。だから「もっと言うと、最初の前提が間違っている」といわれても、それも著者がもうけた「前提」なのだから、なんともいいようがないが、さきをみよう(116)——

本当にそれは、入所者にとってよいことなのか。その理由は何か。また、そのよいことは誰が決めたのか。〔中略〕一日でも早く社会に復帰できるように治療を工夫してもらいたい。それが望みだし病気を病む人たちにとっての「よさ」である。

著者は「奉仕作業に参加することはよい」と考えるのは、「園の管理者」だけだとみているようだ。療養者たちがそう考えたとしたら、それは強制だから、あるいは、「園の管理者」

同様に「欺瞞がある」というのだろう。「患者の人たちにとって、自分の人生を生きるのに、敬愛橋も御歌碑もいない」(117)と考えることが、強制収容された療養所に生きるものとして正しい知だとするとき、いいや、「敬愛橋も御歌碑もい」と考えるものは、著者からすると強制ゆえに、欺瞞ゆえに、そうってしまったのだとなるのか。では、豚舎は鶏舎は畑は、道は、納骨堂は、神社は、教会は、それらもみな「いない」と拒否することが療養所での正しい知なのか。いいや、豚舎、鶏舎、畑、納骨堂は必要だ、しかし、そうしたものを療養者自身がつくらなければならないという強制がある、それが問題だ、と著者はいうのか。

第3章「二 慰問と奉仕」では、敬愛園に暮らしたひとによる「御歌碑」建立の回想がとりあげられ、著者は「御歌」を詠んだ貞明皇太后の虚偽を指摘してはみたものの、「慰問」ということをもっと掘り下げて考えてみなくてはならない」(123)との課題を掲げた。そして(124)――

はたして、私が他人を慰めるとはどういうことか。実のところ、その人の苦しみは私には分からない。私はそれを経験したわけではない。しかし、精一杯の想像力でその人のことをとらえる。その人が受けた苦難を思い、その苦しみを思う。その思いを共にすること、私の思いの力が、他人の心を慰めることがあるのではないか。

ときっぱりと記されると、読者は困ってしまうはずだ。少なくともわたしは困る。理由はかんたん、著者は本書序章で、「理不尽な生を強いられた人たちの人生を共有すること」(18)が必要だとのべていたようなのだから。それがここで著者は(「私は」)、自分で経験したわけではない他者の苦しみはわからない、と明記しているのだ(もしかして、この「私は」とは、ひとは、ということなのか?)。どうにもはぐらかされた気になってしまうが、これは本書ではよくあることだった。ここ第3章では、「思いを共にすること」をあげ、そうすることで「他人の心を慰めることがあるのではないか」と勧めている(のだろう)。思いを共有すると他者を慰められる、といいきってないところが微笑ましかろう。そして、「精一

杯の想像力」——ここでは、これが最重要事項なのだとおもう。

ただ、やはり本書はむつかしい。2段落おいたこのページの第4段落では(124)——
そのように「悲しみを共にする」「自分と共に泣いてくれた」「自分と意思を同じくして
くれている」ということか?」、人が時間を共有するとは、共に生きることであり、した
がって、それは命を分け合うことである。

と明記されている。ともに泣く、という時間の共有が、果ては「命を分け合う」こととな
るといなのだ。わたしには、まったく、わからない。ここでの課題は、「慰問」についてち
ゃんと考えよう、ということだったはずだ。「慰問」とは、かくも苛酷な所為なのか。「命
を分け合う」とは、ひとが、ひとと、なにを、どうすることなのか?。

あれこれあれこれ記されたあとで(129)——

では、問いをもとに戻そう。慰問とは錯覚なのか。人を慰めるということは不可能なの
か。そうではない。私は、あると思う。人は、この上ない不運や不幸に見舞われた時、
泣くしかない。悲しみに耐えるしかない。それがどれほど耐えがたいものであったとし
ても、じっと耐えるしかない。それが生きるということだ。たとえ、自分とともに悲し
んでくれる人がそばにいてくれたとしても、悲しみの原因となるものが取り去られない
限り、客観的な事態は何も変わらない。相変わらず、私は悲しみの中にいる。／しかし、
問題の解決にな……………慰問とは異なるよ……………と共……………るものをもつ。もう少し正確
にい……………慰問の中にも、「あなたとともにある」という愛情ともいえる感情があり、そ
れが注がれるということだ。

慰問はある、と簡潔に記せばかんたんにすんだはずの記述が長々とつづいたので、途中で
わたしの意識が混濁してしまった。「宮沢賢治の言葉が、思い起こされる」(130)というこ
とで、それが注記されたり、「私は学んでいる」ことが紹介されるが、もうここでは波浮港、
いいや、省こう。

著者は、戦時中の「御歌碑」建立や防空壕建設、平時でのいわゆる「患者作業」をとり

あげ、そうした作業が必要な理由として「よりよい園ができると考えることができるから」と説明されていたといい、ついで (135) ——

より住みやすい仕方で園が充実すること、いずれも、患者本人にとって利益があると説明される。なるほど、そういう点はあるだろう。しかし、園を充実させることは患者のためになると言いながら、そのように語る者たちが見ていたのはいったい何であったのか。患者、すなわち園に暮らすひとりひとりの表情やまなざし。それを見ていたのか。そうではなかった。

と記すが、例によって典拠は示されていない。著者のあたまのなかに思い描かれた療養所の光景である。さらに——

病気の治癒後、社会に復帰して自分らしい工夫と努力を重ねて生きていくこと、それが患者の望みであった。これに反して、園を管理する者たちは、園という施設を見ていた。園は、彼らにとって作品であった。その作品の完成、充実に向けて、彼らは努力した。その中で、園で暮らす人々、すなわち患者の人たちも、当然、自分たちと同じように、それへと向かって努力すべきであると考えた。少しでも住みよい園をつくるために、と。そのまなざしは、苦しむ人ひとりひとりにではなく、作品としての園に向けられていた。そこでは、患者は、ともに生きる人格ではなく、彼らの作品としての園を構成する要素であり要員であった。

と記すが、例によって典拠は示されていない。著者のあたまのなかに思い描かれた療養所の光景である。

ただ、ここで1つよくわかったことがある。それは著者の記述の型である。著者は本書を、「彼ら」を主語として、「彼ら」を本書に展開する話の主格として、記述しているのである。それが本書の記述の型だった。著者のいう「彼ら」は療養者、在園者ではなかった。だからすぐまえの132ページの、敬愛橋建設についての記述で、「作業を行った人たち〔療養者たち〕の中には、達成感によって心から万歳を唱えた人もいたかもしれない」と記し

ながらもすぐに、「しかし、病気がよくなれば社会に復帰し、そこで社会に貢献できることを夢見ていた人たちにとって、園の充実のために、どうして自分の体を痛めなければならないのか、到底納得できなかつた。はたして、その万歳は、いったい誰のため、なんのためにあつたのか」とのあくまで著者の見解によって、いたかもしれない療養者の存在が塗りつぶされてしまっていたのだ。これは本書を読むときに重要な論点となる。

第3章「三 初代敬愛園園長林文雄」冒頭の、「さきに（「二 奉仕と慰問」）、椎林さんが、林園長と共に作業に励んだことに触れた」と記されたそこで、著者は自著の第3章第2節の題目を間違えている。正しくは「慰問と奉仕」（目次も「慰問と奉仕」となっているが、「奉仕と慰問」が間違いだと、著者でもないわたしがなぜ判断できるのか？、いいやできないか？）。なにの作業かという、それは「御歌碑」の建立。園長はみずから療養者とともに作業にくわわつたという。それを著者はひとまず、「園長のひたむきさが光る」「謙虚でひたむきな人格を想像する」「園長の態度には、好感が持てる」（137-138）と記したうえで、「それならば、林園長は、園の人たち（患者の人たち）と共に生きて、本当に、そう言ってよいのか」と問い、すぐに「残念だが、そうはなっていないのではないかと、私には思われる」と（曖昧に）打ち消す（残念だが、そうはなっていない、とわたしはおもう、ではだめなのか）。理由は、一方の当事者である療養者が語つたとおり、「「おい、がんばれ、がんばれ、がんばれ」って。園長先生は長靴を履いているから元気もいいし、さっさ、さっさと行ける」、自分は「園の下駄でしょう。それに片一方の脚は病気で不自由になつてたし、園長先生について歩くのって、命がけだった」から（119）。これを著者は（139）——モッコの前方の柄を握つた林園長は、ぐいぐいとモッコを引っ張つて歩みを進める。みんなを励まそうと、周囲の者に声をかけるが、後ろは見えていない。後ろの柄を握つた椎林さんが、必死の形相でついてくる姿を園長は知らない。ただでさえ、片方の脚が不自由で健常者のように歩くことができず、おまけに下駄履きのために力も入りにくい椎林さんにとって、それは「命がけ」であつた。これは決して、大げさな表現ではない。

と（まるでみてきたかのように）とらえてみせた。わたしには、下駄だと踏ん張れないかどうか、疑問が残るが。それはともかく、そのうえで、著者はまた――

林園長は、入園者を差別しないようにはかったと言われている。ここでも、彼の態度は、きっとそれを表しているのではないかと想像される。しかし、彼は気がつかなかった（と想像される、と記すべき?!）。自分の誠実な態度が、園の人たちの目には、決してそのようには写っていないことを。長靴を履いて颯爽と歩く園長の姿に〔もっこ担ぎに「颯爽と」（「勇ましくさわやかに感ぜられるさま」『広辞苑』）という語が適切か?〕、その長靴に、園の人たちが羨望のまなざしを送っていたことを。実に些細なことだ。でも、人生とは、そのような些細なことの積み重ねである。このような些細なことを除いて、人生などどこにもない。

わたしたち研究者にとって、「些細なことの積み重ね」をどのように、どれだけたどれるのかが1つの大事な仕事だと、わたしは考えている。そのときに、なにによって、過去にあったであろう些細なことを知ろうとするかが重要で、そのくふうの為所が研究者の能力をあらわすところだとおもう。園長が「後ろは見ていない」とまるでその現場にいたように記す著者の根拠はなにか?。著者は現場の園長の姿を「見ていない」はずだ。

著者は、「敬愛園『五十年史』と「おかの ゆきお『林文雄の生涯』新教出版社 一九七四年」によって「人間、林文雄」を綴る。「林文雄は、苦しむ者を救うことに大きな使命感をいただいていた」（144）とも記す。

しかし、ということなのだろう、第3章第3節の見出し「仁慈と制裁―管理者としての林文雄」の項では、本書冒頭に記された「安村利助放置事件」がここでまたとりあげられる（147）。

慈愛と献身に生きる者のもうひとつの面。園の管理者としての面。患者に慈愛を注ぎながらも、制裁を加える者として生きる面。園の秩序を乱す者、たとえその者が援助を必要とする患者であったとしても、そのような者に対して加えられねばならない制裁。そ

のような制裁を科さねばならない者としての役割が、林文雄にはあった。慈愛と制裁。一見矛盾するよう見えて、しかし、これらが矛盾せずに同居しているところに、人間の特徴があると考えべきだろう。決して、林文雄にだけ見られるわけではない人間の特徴。今までも触れてきたし、これからも何度も繰り返すであろうが、これこそが学ばれるべきことである。〔学ぶべき？。学ばれるべき、というときの「れる」の意味は？、また、なにが学ばれるべきなのか？、人間の特徴？、慈愛と制裁？〕

と説く著者は、「患者の幸福にこころを注ぎ、子どもを差別から守ることに力を尽くした彼が、いったいどうして、差別を生んでいるのが隔離そのものなのだというのに、気づかなかったのだろう」（147）と問う。「病気であることによって、すべての人格と人権がその時点で放棄されたかのように人を扱い、それに従順に人が従うことを当然と考えた。その考えに疑問をもつことはなかった」とまでいいきる（147-148）。

なぜそういい得るのか――

おそらくは、国民の福祉、国民の健康を守るため、という理由であろう。しかし、この時、病気に苦しむ者は、その守られるべき国民の中に入っていない。はじめから、排除されている。そして、人々が病気で苦しんでいる人たちを排除していることに気がつかないのは、しっかりと行き届いた秩序のせいである。秩序に支えられて生きることによって、病者と健康者の扱いは、異なった仕方でなされる。それは当然だ、と考えられる。それを当然だとみなすように人々を導く合理性が秩序の中に生きづいており、これが無意識の差別を生む。『『広辞苑』では、いきづく、は「息衝く」]

と説くこととなる（148）。ただし、著者は林の「言葉」にそくして、説述したのではない。また（149）――

この点に、林文雄の限界があったと語ることは、容易である。しかし、そうすることは、本当の問題を切り捨てることである。林文雄をして、その真実を見えなくさせてしまっているものはなにか。先人から私たちが学ぶべきことは、ここにある。私が、私のあと

を生きる人たちが、同じ間違いをしないために学ぶべきことが、ここにある。

というのだが、だが、「林文雄をして、その真実を見えなくさせてしまっているもの」というときの「その真実」がよくわからない。そのまえの「本当の問題」か、そうだとしてもまた、その「本当の問題」がなにかがわからない文章となっている。「見えなくさせてしまっているもの」というそのものも、わからない。仕方ないのでそれはおいて、そのつぎをみよう (149) ——

そして、この学びは、先達の志を受け継ぐことだとも、私は考えている。そこに集う者ばかりが、志を共にするわけではない。本書で、私は、隔離政策を^{ママ}すす^{ママ}め、これを担った人たちを、批判的に扱っている。しかし、批判とは、相手を斥けることではない。批判のまなざしは、同じ間違いをなし得る者としての自分に、いつも向けられている。他者と私が、それぞれ、よって立つ根拠を問いなおすこと、これを批判という。隔離政策を^{ママ}勧め^{ママ}担った人たちの仕事を検証しようとするとき、私はこのスタンスを離れない。／病む者の力になりたいという高い志を抱いた者、その者が病む者、苦しむ者を裁く。どうして、そのようなことが起こるのか。本書は、この問いに答えるために書かれている。という。ここまで読んだかぎりでは、その答えは、「秩序」と「合理性」なのだとおもう。それだけ。たぶん、読み誤りはない、はずだ、とおもう。ああ、「よさ」を忘れた。

さて、第4章「自分であることを奪われて生きる」の第1節には「帰省一母の愛」と題がつく。「同郷の兵士とともに」の見出しがついた節内最初の項は、「前章で患者作業について書いた際（「体を痛めた作業」）にふれたことだが、椎林さんは、昭和十八年、二週間の帰省許可をもらって五年ぶりに帰郷している」と始まる。これまた前章には、「体を痛めた作業」と題された節も見出しも、また本文にその語句もまるでない。帰郷について記してある項の見出しは「理不尽な奉仕作業」となっていた。

それはともかく、このときの帰省許可は2週間だったというが、彼女は母の判断もあって、1943年から1946年2月まで郷里にいられたのだった。本書第1章で、「この収容とは、

ハンセン病患者を世間から完全に隔離すること、患者が社会から隔離された仕方での生涯を生きることを意味した」(40)とあったが、著者はみずからその記述を裏切ったこととなる。このさきに記されるほかの夫婦の結婚生活をめぐっても、「隔離された空間の中で、社会との接触を断たれた生活の中で、共に支えあって行ける伴侶を得たことは、どんなにか嬉しかったことだろう。そして、生きる希望が与えられたことだろう」(169)と記している。療養所のなかでの喜びや希望をこのうえないものとするために、そこは「隔離された空間」「社会との接触を断たれた生活」でなければならないかのようだ。著者は「隔離とは何だったのか」(第1章章題)とみずから掲げた問いに真面目に応じていないとみえる。

さて、その母について、「とても立派なお母さんである」(154)、「静謐な感情がある。母と娘の間に交わされる信頼と尊敬に満ちた静かな感情」(155)と著者は讃える。そしてこの節を、「椎林さんは、母の愛情を深く心に刻む。家族の原点を絵に描いたような情景だ」(156)と、末尾に記して結んだ。著者は、「人間」にしても、「家族」にしても、その大もととなるすばらしい原点があると信じて疑わないようだ。「人間」の「原点」、「家族」の「原点」——いったいそれは、いつ、だれがつくったのか、いつ、どのようにかたちづくられたのか。

同章「二 再会と結婚」は、「人間扱いされなかった新婚生活」(161)、「秘められるべきもの」(163)とつけられた見出しから推測できるとおり、雑居部屋での暮らしとなる新婚生活も、「今なら、人間の尊厳が踏みにじられたなどと表現されるであろう」といわざるをえない「残酷な仕打ち」だった(164)、と非難されてしまう。

そうしたなか、「椎林さんのご主人」は、「非人間的な扱いをうけた」のだが、「その憤りを向けるべき相手に対してそうできない自分が、情けなくてしかたがなかった」と記され、「そのとき、ひとりごとのように、そうつぶやくしかなかった。「こういうことなら結婚するんじゃないかった」とそのようすが再現された。それが妻である「椎林さんは悲しかった」と著者は記した。なお、見開きとなる164ページと165ページには、「御主人」「ご主人」

の表記が混在している。前者×1、後者×3。

さらに (166) ——

悲しみや憤りを共有することを求められた者は、すでに自分の内にあったその感情が倍加する。その感情は、より強い仕方て心に刻まれる。人間扱いされなかったことに対する憤りと、その憤りを表現することのできない自分に対する憤りと、折り重ねられた屈辱感として、それは記憶に刻み付けられた。今でもこの言葉が思い出される椎林さんは、その言葉に結び付けられた悲しい思いの中に深く沈んでいった自分を、はっきりと覚えている。

いったいここに記された感情は、だれのものなのか、それを著者はどうやって確かめたのか、記された文章からはよくわからない。実証というにはほどとおい記述である。またこの項につけられた見出し「感情をわかち合うこと、それはむつかしい」(164)がよくわからない。さきの引用箇所にもみられる、「倍加する」「心に刻まれる」「記憶に刻み付けられた」とは、ふたりの感情がどうなったようすをあらわしたのだろうか。わたしにはまったくわからなかった。本書序章にさかのぼると、著者はあれこれの共有が可能だと記していたのではなかったか。それは当事者と、研究者や観察者とのあいだで可能だというのであって、当事者のあいだでは不可なのか。

同章第3節では、またべつの話者が伝える「もうひとつの結婚」(節題)が示される。話者は「「らい予防法違憲国家責任賠償訴訟」の原告団団長である」(168)とのこと。181ページには、「らい予防法違憲国家賠償責任訴訟」と記されている。17ページには「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」とあった。さて、これら3つの訴訟の違いはなにか、どの名称が正しいか?。わたしはこうした誤記を初めてみた。これは変換ミスではないはずだ。まったく理解ができないが、仕方ない、ひとまず、いいや、もうおくとしよう。それでもひとことくわえると、これだけの誤記がある本は回収処理をすべきではないか。定価1995円の商品だ。正誤表では記載しきれないほどの量となる誤記がある。食品に異物が混入して

いたばあいは、それがたとえ1個であっても何百個もの商品が回収された事例はいくつもある¹¹⁾。本は口に入るわけではないから、回収しなくてもよいのか。よい。回収を命令する根拠となる法がないから。

話者は、「外出許可を取らずに故郷に帰って、式を挙げた」とのこと。これも「隔絶された空間の中で、社会との接触を断たれた生活の中で」の結婚というのか。もちろんこのばあいは、規則によって、「無断外泊のかどで、監禁室に入れられ」てしまった。その後の生活も、「椎林さんのところでも書いたが、誰にとっても、園での新婚生活はとても耐えることができるようなものではなかった」(171)と明記する。

「隔絶された空間」「社会との接触を断たれた生活」「誰にとっても、園での新婚生活はとても耐えることができるようなものではなかった」——これらは、事実か。自由に外出できなかったことは事実、無断で園を出で処罰されたことも事実あった、雑居部屋での生活にだれにも干渉されない個人の自由があったかといえ、それはかなり乏しかったことも事実。しかし、著者の記述には1つの例外も認めない頑なさがある。

十二畳半の部屋に四組の夫婦。このプライバシーのない生活は、どれほど人の心を傷つけたことであろう。彼らの感情は、すこしでも触れると張り裂けんばかりに、ぎりぎりのところまで張りつめられていた。理不尽な扱われ方に対する、抑えても抑えても、抑えきれない仕方で内面から湧きあがる憤り。それを解決することができないことからくる屈辱感。そして、屈辱感に苦しむ自分への憤りが、さらに重ねられる。とどのつまりは、出口のない苦しみ。これが、こころを締め付ける。しかし、人は、ただそれを耐えるしかなかった。〔172〕

11) 厚生労働省はそのホームページをとおして「食品衛生法に反する食品の回収情報」を公開している(2016年6月25日閲覧)。たとえば、「藤沢保健所が2016年5月16日(月曜日)にアイスクリーム類(ラクトアイス)の抜き取り検査を実施したところ、大腸菌群が陽性であることが判明しました。／このことは、食品衛生法第11条第2項に違反するため、本日、当所は当該品の製造者に対して回収を命じました」(「【5月20日記者発表】違反食品の回収について」とみえる(藤沢市役所のホームページにリンク))。「紙カップ入り」「ラクトアイス」「65ml」の製造数量「418個」が「回収命令対象品」となった。

ヒズ・オウン・ウェイ

——「出口のない苦しみ」を「ただそれを耐えるしかなかった」と療養所に生きた療養者の生が描写されたのだが、だれもが、つねに、こうした苦痛と忍耐とを生きたのだろうか。

さらに、「この憤りは、外への、他者への暴力となって現れることも予想されるほどに、深くて強い」というが、それはだれにも、いつでもあてはまるのか。つづけて、「それなのに、人がそのような暴力に逃れなかったのはなぜか。そう考えたとき、そこには逆説的だが、夫婦の絆に支えられた人生があったからではないか。そのような中での夫婦のいたわりあい、それが、園での生活を支えた。自分はひとりではない。ともに生きる人がいる、いてくれる。その人のためにも耐えよう、このひとのためなら耐えることができる。ひとはそうして生きた」(172-173)とは、美しい文章のようにもみえる。さきの「誰にとっても、園での新婚生活はとても耐えることができるようなものではなかった」(171)という記述とのつながりはどうなるのだろうか。「新婚生活」ではなく、それから時間を経た夫婦生活は「夫婦の絆に支えられた」ということなのか。

ハンセン病の療養所についてちょっとでも調べたものならばすぐわかるとおり、療養所のなかの男女比には偏りがあり、かつては男の数がとても多かった。すべての男女が一組の夫婦になれる男女構成ではなかったのだ。では、「ともに生きる人」がいないものはどうなったのか、結婚しなければ断種も墮胎もありえないから苦痛もなかったのか、「深くて強い」憤りは暴力となってあらわれることが必然なのか、当然なのか、ひとりものはこの暴力をふるったのか——どれもこれらは著者のあたまのなかでの想像にすぎない。「出口のない苦しみ」を「ただそれを耐えるしかなかった」ものとして療養者を造形したのは、やはりほかでもない著者自身なのだ。

第4章「四 断種」は、「しかし、つらさはこのようなものではなかった」の1文に始まる(174)。節の冒頭に記された「このような」がなにを指すかわからない。悪文である。つぎの文、「通常の世界では、結婚すれば、子どもの誕生が待ちわびられる。しかし、園の中では子どもを持つことは許されなかった」とある。わたしは著者のこうした紋切型の決

めつけが嫌いだ。園のなかの異様さ、異常さを強調するために、それとの対比で、園外のように1つに描かれる。「通常の社会では、結婚すれば、子どもの誕生が待ちわびられる」とは、だれにとっても、つねにそうなのか。いいや、絶対に、そうではない。また、「園の中では子どもを持つことは許されなかった」とは、どの療養所を指しているのか。くりかえし（といっても、2度、3度ていどだが）本書を最初から最後まで読んだうえでここに明記すると、著者は、国立療養所奄美和光園のようすを知らないのだろう。いいや、はっきりと書こう、知らないのだ¹²⁾。

著者も「もちろん」と、「子どもに恵まれないということもある」「自分たちの考えで子どもをつくらない場合もある」と断ってはいるが（なおこのあたりの文章にある「後者の態度」は、なにを指すかとても曖昧）、「ここには、人間というものについてきちんと考えておかなければならない重要なことがある。願望を抱くこと。それを実現しようとして努力すること。そこに人間特有の在り方があるのだが、しかし、今は、そちらに話を進めることはしない。ここでの問題は、子どもがつかれないようにする手術が、人の手によって強制的に入園者になされたということである」（175）と議論を放棄している（あるいは、注がうってあるので、議論をべつにゆずっているといってもよいが）。わたしの異議は、子どもをめぐる前提が間違っていることに対してだったので、「願望」も「努力」も「人間特有の在り方」もまるで関係がない。まあ仕方ないか。

だがそのつぎもおかしい。さきの引用箇所につづけて著者は、「入園者になされたということである。例外なく、すべての人に、結婚しようとする人、結婚した人すべてに、強制的になされた。本人の意志に反してまでも、なされた」（175。下線は引用者による）と明記した。下線部の「すべての人に」とはなにを指しているのか。この1文のもっとも素直

12) 2015年に発行となる下村英視『理性主義と排除の論理—沖縄愛楽園に生きる』（ボーダーインク）でも「医師、看護師、行政官らは、園で暮らす人々の意思を尊重したか。また、住民たちの偏見と差別をなくす努力をしたか。そうはしなかった。病者に子どもをもたせなかった。〔中略〕全国すべての療養所では、患者が子どもを生むことを禁じた」と記していた（231）。

な読み方は、療養所に生きるすべてのひとに、となるのではないか。なにを？——「子どもがつかれないようにする手術」が「強制的に」。男性には断種手術を、女性には堕胎手術を、ということか。後者については妊娠しなければならないわけで、「すべての人に」とはならず、また、「結婚しようとする人」にもほとんどのばあい適用外だろうし、「結婚した人すべて」も対象にならないばあいがある。では、すべての男性に、ということか。すべての男性に「強制的に」「子どもがつかれないようにする手術」をした園があった、という事実があるのか。

つぎの本文に移ろう (176) ——

断種手術の日、御主人の友人は、椎林さんと共に、手術を受けている御主人の帰りを待ちながら、落涙した。男同士で悲しみを分け合ってくれているのだと、椎林さんは感じた。

感情の共有は男性同士で可能なのかもしれない。そのつぎが1行空いて、1字下げで (176)

健康な体を授かっている者に手を加えて、子どもができないようにする。／私の意識は飛翔する。私を正面から見据えた男性の姿が目に浮かぶ。／「ぼくは、断種されているんですよ。それは、もう、屈辱ですよ」／屈辱。辱めを受けながらもそれに屈して生きる。生きねばならないこと。／どんな辱め。断種されること。／何がはずかしいのだろう。子どもをつくることのできない体にされること。子どもをもつことが許されない者とされたこと。／誰によってそうされたの。医師によって。国家の意思を反映する者たちによって。／どのような理由で。不幸な子どもが生まれないようにするため。

このあとまた1行が空く。前後それぞれに1行空けられたこの本文9行分の記述はなにか。ここに記された「私」はだれか？、「 」のなかの「ぼく」はだれなのか？。とても不思議な文章だ。これが序章(24)にあった。「相手をそっくり理解したい、それを表現したいと思うとき、限りなく相手に近づき、相手に寄り添い、その人に代わって語ろうとし、そう

しなければならないことがある。そのようなとき、私の言葉は、私的〔詩的?〕な彩を帯びる。そのような場面は、本書でも幾度か現れる」というその1例なのか。

もう1つ、ここでの「屈辱」の語意はこれでよいのか。たとえば『広辞苑』は「屈伏させられて恥辱を受けること。屈伏させられている恥辱」、『精選版日本国語大辞典』では「おさえつけられて恥を受けること。はずかしめられて面目を失うこと」。辱めをうけながらもそれに屈して生きること、とはいくらか違うようにみえるが。いいや、いくらかか?、逆ではないか?!

それはともかく、「強いられた断種手術」(見出し)への著者の憤りは深く、強い。しかも「自主的な断種という欺瞞」(そのつぎの見出し)だったというのだから、なおのこと憤りが募るようだ。そのつぎの見出し「断種の苦痛、それは差別にある」に始まる項では、「想像したのかもしれない」「経験したのかもしれない」などと、「かもしれない」が4回も連発されて、「それらの思いは、遠く時を隔てて、今私の心に流れ込む」(181-182)と記された。ここにいう「私」は著者なのだろう。著者の感傷がはっきりとあらわれた箇所である¹³⁾。感傷とは、「感じて心をいためること。感じて悲しむこと。感じやすく、すぐ悲しんだり、さびしくなったりする心の傾向」(『広辞苑』)をいう。対象にちかづき、よりそい、そして感じ入り、こころをいためることがあってもよい。それをだれかが著書に記してもかまわない。ただ、そのことにどれだけ自覚があるかが重要だとおもう。そう、忘れていた、くりかえし参照したとおり、著者自身が「私の言葉は、私的〔詩的?〕な彩を帯びる。そのような場面は、本書でも幾度か現れる」と記していたのだから、自覚があるのだ。

さきの引用箇所「流れ込む」につづいて、「悲しみをわかち合う。どんな悲しみ。自分の価値がなくなっていくような感じに伴われる悲しみ。椎林さんは想像する、ご主人の気持ち^(ママ)を。私も想像する、自分だったらどうか」(182)と、著者はここで正直にも記述が「想

¹³⁾ ハンセン病をめぐる感傷については、阿部安成「悲しみの根、悲しさのゆくて—瀬戸内国際芸術祭2010展示作品解剖台が涙を誘った」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.141、2010年12月)、同「だって、当事者がそう言うものですから—ハンセン病療養所における聞き取りの手立て」(同前 No.142、2010年12月)を参照。

像」であることを明示している。では、それは——

子どもをもつことができない悲しみ。もし、私が、自分自身の体の事情（生殖細胞に生殖能力がないというような原因）から、子どもをもつことができないとすれば、それは残念なことだと思う。しかし、いま、このように命を与えられているのも偶然、そのような疾患があるのも偶然、たまたまそのように私が生まれついたというのであれば、そのような生を私は受け入れて生きていくしかない。残念なことは、残念。しかし、そのように私に与えられた人生を、私は受け入れ、精いっぱい生きることを考える。そこでは、子どもをもてない悲しみに支配されることはない。それならば、ここで分かち合われている悲しみは、子どもをもつことができないことにあるのではないことが分かる。

わたしには、この記述がまったくわからなかった。引用箇所にある「ここで分かち合われている悲しみ」とは、断種手術をうけたひととその妻、そして友人とのあいだでの「分かち合」いではなかったか。それは、著者が仮に想定した「生殖能力」云云が原因なのではなく、強制、しかも著者が憤った「自主的な断種という欺瞞」だったのではないか。引用箇所にある「ここで分かち合われている悲しみは、子どもをもつことができないことにあるのではないことが分かる」（~~抹消線は引用者~~）のはずではないか。

ひとこと——「わかち合う」「分かち合われている」の表記が本書では混ざっている。

ついで著者は問いを示す——「ハンセン病にかかったこと以外には他に支障のない自分の体から、人為的に生殖能力が奪われることにある耐え難い苦しみ、その苦しみの本当の原因は何か」（182。下線は引用者）——

国家という権力、しかも権力の手足となって働いている園の職員（医師、看護師）によって、私は生殖能力を奪われねばならない。子どもをつくってはならない者と断定され、その処置（断種手術）を受けなければならぬ。そこには納得できないことへの怒りがある。同時に、納得できない怒りに向けて発散すべき相手がいない。園の職員は、日常では、私の世話をしてくれる人たちだ。彼らが規則に則って仕事に励んでいる以上、私

に対して断種手術を施すことも、これもまた彼らの務め。彼らに怒りの矛先を向けるわけにはいかない。／行き場のない怒りは、屈折して自分に戻ってくる。自分に襲いかかるこのような理不尽さに対して、私は異議申し立てをすることができない。理不尽さを認識していながら、それを正すことができない悔しさ。それは、本来他者の不正に向けられるべき憤りがそれへと向けられず、正すことができないでいる不甲斐ない自分、無力な自分に対する憤りとして現れる。情けない自分への憤りである。子どもをつくってはならないとされること、それが最初の差別。そしてもうひとつ。その差別に抗することができない無力な自分を思うとき、さらに屈辱感が重ねられる。〔下線は引用者〕

182 ページから 183 ページにかけての 2 段落の記述に、「私」の語が、4 箇所が登場する。そのまえの 1 段落、そのあとの 1 段落にはない、そのかぎりでの特別な語となる。この「私」とはだれか？。くりかえしの引用となるが、著者は「相手をそっくり理解したい、それを表現したいと思うとき、限りなく相手に近づき、相手に寄り添い、その人に代わって語ろうとし、そうしなければならないことがある」(24) と序章に明記していた。さきの 4 箇所の「私」は、著者が「そっくり理解したい」「相手」であり、「それを表現したいと思う」対象であり、そのために、「限りなく」ちかづき、「寄り添い」、「代わって語ろうとし」た「相手」＝著者の「私」なのである。ここで著者は、自分と重ねあわせたいうえで、療養者の「本当」を想像し、療養者の「屈折」をとらえ、「情けな」さをも感じとり、「無力」で「屈辱感」に苛まれるものとして療養所に生きるひとをつくりあげたのである。これを、本書を批評するわたしは、療養者を「私」として横領する行為と呼ぶ。さきにわたしは、本書における著者の記述の型を指摘した——著者は本書を、「彼ら」を主語として、「彼ら」を本書に展開する話の主格として、記述しているのである。それが本書の記述の型だった——と。それを基本形としながら本書はもう 1 つ、療養者を「私」として横領しているのである。横領とは、穏やかでない表現かもしれない。それは、「他人または公共のものを不法に奪うこと。横どり」(『広辞苑』) の意だから。わたしはこれを **appropriation** の意味で

用いている。充当、といってもよいだろう。これについてはまたあとでのべる。

第5章は「「優生」ということ—墮胎と断種をすすめた戦後」と題されている。

この章に「東京の公立癩療養所（全生病院、現在の国立療養所多摩全生園）」（192）との表記があり、ここに間違いがある。同様につぎの第6章（261）にも「全生病院（現在の多摩全生園）」の表記に間違いがある。さて間違いはどこか？。

また、この章には「奇弁」の表記がある（211）——「何と奇弁に満ちたものであることか」と著者が慨嘆する文に使われている（第4章には「詭弁」（181）があった——「そのような詭弁は、もうたくさんだ」ルビ原文）。おなじ211ページには、「反語」にわざわざ「ほご」とルビがふられ、「この病気に罹ったことが、そんなに悪いことなのか。もし、その人が、この言葉を反語として発することができないほどにまで心やさしい人であったならば、その人は自分の人生を肯定できないまま終えてしまうことになる」（211-212）と。この211ページは、そのまえの210ページの冒頭に始まる第5章の「三 合理化された墮胎」の「重ねられた差別と抑圧」の見出しによる項のうちにある。「病気であってもその人の人生はその人の人生」の1文に始まるこの項に、「病気」の語があっても、それがなにかは明示されていない。また、さきの引用箇所「この言葉を反語」の「この言葉」がなにか不明瞭。

この章の199ページには、「星塚敬愛園慰霊碑」のキャプションがついた写真が掲載されている。そこに写る碑に刻まれた碑文を転載するにさいして、原文の「わたし達も同じ思いです」が誤って「私達も同じ思いです」となっている。校正のどの段階で写真とキャプションが入ったか読者にはわからないが、いま本書を読めば一目で間違いがわかる。

キーボード休めでまた「あとがき」をみると、「川口敦己鉦脈社社主には、読みにくい私の原稿を編集する労をとっていただいた。[中略]くどくなりがちな私の原稿が——今読みなおしてもその傾向があるが——読みやすくなっているとしたら、それは氏の尽力のおかげである。感謝の言葉を記しておきたい」（297）との謝辞が記されている。著者がゲラ？

本書？を読みなおしていたことにわたしは驚き、読みやすいかどうかよりも、間違いを正す労を社主氏はとらなかったのか、とまた、わたしは驚く。

「多摩」は宮崎にある会社の社主にはわからないだろうが、「奇弁」、「反語^{ほんご}」、碑文の転載、については出版社にもその責がある。もう1つ、終章(279)にも「奇弁」があった(「それらは奇弁にほかならなかった」。まあ『広辞苑』には「俗に「奇弁」とも書く」とあるが。

「きべん」を大学入学試験の漢字書きとりの問題としてだして、「奇弁」とする解答があったらどう採点するのだろうか——ふつうは「詭弁^{べん}」だから×。俗にそう書くという見解があるので(しかも『広辞苑』だから)○^{マル}。いいや、それでは世間の理解を得られないから、やはり×。俗に書くから△で部分点。いいや、問題として成立しないとして全員に○。

もう1つ、これも間違いといってよいだろう。204ページに、「隔離政策が断行されなかった場合に比べて、隔離政策が本当に成果を上げることができたかどうかは、きわめて怪しい。患者の隔離をしなくても患者を減らすことができていたからだ(「第一章 隔離とはなんだったのか」の「二 日本のハンセン病療養施設)」とある。自著の章題くらいきちんと記したほうがいいにちがいない。正しくは、「隔離とは何だったのか」。その第1章を検討したときにも書いたとおり、そのあたり(45)の記述にはおかしいところがあり、それがここ第5章でもくりかえされている。くどくなるが、第1章の当該箇所を再引用しよう

患者数は、一九〇〇年から一九三〇年の三十年間で半分に減っていることになる。この減少の理由を、先の法律第一号に基づいて、放浪するハンセン病患者を收容し、看護することが功を奏した、と説明することができる。在宅患者の隔離を目指して無癩県運動が展開するのが一九三〇年代であるから、放浪する患者を隔離するというそれまでのやりかたで、十分に成果が上がっていることになる。〔下線は引用者〕

ここを参照して、どうして、「患者の隔離をしなくても患者を減らすことができていたからだ」と記せるのか。これは正確に記すならば、放浪しない患者の隔離をしなくても患者を

減らすことができていたから、となるはずだ。だが、その見解そのものが、わたしにはまったくわからなかった。社主氏は理解できたのだろうか。

本書のこの章は読まずに、著者が注にあげた文献を参照したほうがよいとおもう。

ただつぎのところは注意しよう。第5章「二 自発と強制」の末尾に(208-209)――

世界を認識し、そこに手を差し入れて世界をつくり変えてゆこうとする人間の自然な本性、人間の本質と言ってもよい、私たちが生きることにつきまとい、そこからはなれることができない人間の営みそのものに潜む陥穽。人間理性(理性主義の精神、すなわち合理主義)そのものに介在する、何かか黒いもの、この存在をはっきりと語らなければならない。それは決して、理性を貶めることではなく、理性の特徴を知って、それが少しでもましなように、つまり、人を傷つけたり、差別したりしないようにするよう、私たちが努力して行くことができる道を示そうとすることである。〔傍点は原文のまま〕

ありがたい御託宣がくださったようだが、ひとの営みに潜むというなにかおぞましげなものは、なぜ「か黒いもの」なのか。ま白いもの、ではだめか。き黄色いもの、も不気味だが、それもだめか。著者はまえにも「ハンセン病問題がなにかか黒い巨大な闇のようなものをもつことを予感させるが、それを理解するためには、そこにある状況を知ることをもって、学び始めなければならない」(17。傍点原文まま)と記していたとおり、「か黒い」という表現がお気に入りのようだ。「何かか黒いもの、この存在をはっきりと語らなければならない」との課題は、本書で果たされたのだろうか。いちおう最後まで読んだわたしには、どうにもわからなかったが。「はっきりと語らなければならない」というのだから、すっきりと読みとれるはずだとおもうのだが。まあ色はともかく、「人間の自然な本性」や「人間の本質」を論じたいのであれば、べつにハンセン病はなくてもよいだろう。あるいは、そうした本性や本質を論じるために、ハンセン病が素材としてあつかわれたということか。

第6章「正しさ」に縛られる人間―あらためて「無癩県運動」を問いなおす」は、「一 危険から遠ざかろうとする私」「二 「正しさ」に縛られる人間」「三 今もある同じ精神構造」

「四 同情の限界—強者と弱者の構造はこえられるか」の4つの節からなる。

わたしが本書に抱いた、べつにいうと、著者の記述に感じた違和感は、「かもしれない」「はずだ」の語が多用される記し方にあった。いわば思弁三昧。しかもその根拠が薄弱だったり曖昧だったりする（とおもえる）から、よけいに困惑してしまう。そう感じながらページをもとにくると、第4章の注に、「※ これは、私にとって、哲学に足場を置いた人間研究の変わらないテーマである」との自己紹介があった（186）。「これ」とはなにか——そのすぐまえの行にある、「理性に支えられ、促されて、人は「よさ」を追求した。そして、その結果、多くの悲惨を生んだ※」、そのもう1つまえの文は、「大きな悲惨の背後には、理性の力が働いていることについて、私たちは注意しておかなければならない」。

2つのことがわかった。1つは、どうも著者の専攻は哲学らしいこと（本書終章第2節までですすむと、「私は、近代哲学を学んできた者として」との自己紹介に出会える。285）。2つには、哲学の領域で「理性」と「悲惨」について考えようとしているらしいこと（くりかえすと、「これ」とはなにか——入学試験問題として「これ」が指すところを50字以内でまとめよ、と出題したら超難問となろう）。そのとき、恰好の素材が「ハンセン病問題」だったというわけだ。著者は第4章の注でこうも記していた（186-187）——「ハンセン病問題から逸れてしまうが、私の心にいつも留まり続けていることがある。二〇世紀の戦争は、科学の力を借りて、人類が人類を殺傷するための大量殺戮兵器をつくりだしたことに於いて、それまでの時代と一線を画すると考えることができる。人間の理性に支えられた科学、それが提供する理論に則って開発された技術。人間を殺傷する兵器を、高度な仕方で実現させた」……だらだらと文章が流れ、なにが著者の「心にいつも留まり続けていること」なのか、よくわからない。どうも戦争における人類の理性と殺戮のようだ。いや、「それまでの時代と一線を画すると考えること」か？。

ついで原子爆弾をとりあげ、それを完成させた科学者にふれ、「その爆弾が実現したときにもたらされる悲惨さに慄いて、心を病むことになった（精神に混乱をきたした）研究者

のことは誰一人として報告されていない。理性的で高い知能を持つ研究者たちは、誰ひとり心を病むことなく、件の大量殺戮兵器の実現に向かって歩を進めた。私はその冷静沈着な知性の働きに慄く」(187)と、その戦慄を隠さない。戦争兵器の極致ともいうべき原子爆弾において、科学者はとてつもない悲惨さを出来させるそれを理性においてつくりあげたことに著者は慄いたのだ。

わたしはこうした記しぶりが嫌いだ。原子爆弾をつくりあげた研究者が「誰ひとり心を病まなかつた」と、著者は実証したのか。そのまえの記しようはいくらか穏やか？冷静？で、「心を病むことになった（精神に混乱をきたした）研究者のことは誰一人として報告されていない」としていたから（ここでちょっと気づいたのだが、わずかに数行しか離れていないのに「誰ひとり」「誰一人」といった表記の混在が本書には多々ある。これはわざとそう記しているのかもしれないとおもった。ではなぜ？——そうするとおもしろいから、なのではないか？！。そうでもしておかないと、まったく理解できない）。著者は、「かもしれない」「はずだ」の語を多用してきたのだから、せめて、原子爆弾を開発した科学者は、だれひとり病まなかつたのかもしれない、とか、病まなかつたはずだ、とか記せばまだよかつたとおもう（もっとも、表現としてはいくらもおかしいが）。思弁三昧などという、ちょっとかっこいいかもしれない。あたまのなかでの想像・創造といいかえよう。

本書の著者が、これまでに、どこで、どれほど戦争について論じてきたのか、わたしは知らない。理性と悲惨を考えようとする著者にとって、「ハンセン病問題」はなによりつごうのよい材料としてみつけられたのだろう。予防法の廃止、ハンセン病国家賠償請求訴訟原告勝訴を経て、かつて、そしていまも療養所に暮らす人びとがこうむった損害が「人生被害」と認定された。隔離を主軸として展開した予防政策が、いわば絶対悪として公認されたのである。その政策が市民の支持と同意と担任によって実施されてきたのだから、その罪を国家や政府にだけきせるわけにはゆかなくなる。著者がくりかえし記すとおり、「私の問題」(21など)なのである。読み飛ばした第5章第3節の末尾には、「私の責任でもあ

る」「私の責任である」(218)とくりかえし記されていた。

「ハンセン病問題」は平時における極限の悲慘としてあった。わたしが(わたしも)狂人でないのであれば、その発生は理性によるものとみななければならない。理性、あるいは合理性(著者はまた「よさ」ともいう)と最上級の悲慘とがびたりと「ハンセン病問題」をとおしてつながったのだ。最上級の悲慘とは、わたしがそうみたのではない。著者が用いた「奈落の底」「社会の底辺で悲慘な生活を余儀なくされる人たち」の語句をいいかえたにすぎない。国家や政府の絶対悪が断罪され、療養所在住者にもたらされた最上級の悲慘が賠償されたが、わたし(たち)の贖罪がすんでいない。そこでさしだされたものが、わたし(たち)の理性であり合理性だったのだ。1996年、2001年、それ以降の新聞を手にして、「ハンセン病問題」についての記事をていねいに読めば、学部生でもこうした筋書をつくることはできる(だろう)。

こうしてみると、「危険から遠ざかろうとする私」と題された節に始まる第6章(「正しさに縛られる人間」)は、正しさに緊縛されたものによる懺悔録にもみえてしまう。章題がそのままつけられた第6章第2節の中身も、「人(ハンセン病を病む人)を斥ける私は、そのような合理性[「感情を抑えて患者の隔離に協力することが正しい行為である」と考えること]を生きている」(240)などの記述にみえるとおりの、やはり、正しいわたしの懺悔三昧のようだ。ここで著者は、理性と感情とを二分しながらも、両者のむすびつきをとらえ、「危険から遠ざかりたいという感情」が「合理性に支えられ」、「合理化された感情は強い」という。

排除の感情が「合理化された」とき、それは強力となるという著者は、他方で、「憐憫や慈愛といった感情も合理化され、根拠が与えられ、強められることはある」(241)との展望をみせる。それは「素朴な欲望充足に導かれた感情とは異なって、この力は、学びによって強められると考えたほうがよいだろう」とはいうのだが、「少し身近な言葉から学んでみよう。「情けは人のためならず」」(242)といわば種明かしされてしまえば、思弁三昧も

言葉遊びとなってしまった観がある。「不運と不幸はちがう」（見出し）となると、よりいっそうその観が強まり、「災害に見舞われても人生、障がいを伴っても人生」と、1段落で「人生」の語が7回も連呼されると、国会で、人生いろいろ、と答弁したおめでたい日本国内閣総理大臣をおもいだしてしまった。（終章第1節末尾では「人生」2回の連発にとどまることとなるも、よほど著者の好きな表現なのだろう）

「不運と不幸はちがう」とは、すこしの分別があれば、おおよそのひとにかんたんにわかる（はずだ）。「人は、不運な人と不幸な人とを混同し、不幸をなくす努力をする代わりに、そうなるひとの出生を禁じる方向が、問題解決の道だと勘違いした」（245）ということが、あり得るか?!、このあたりの話の展開がわたしにはよくわからない。なんだか自己啓発セミナーの講話のようだ（聞いたことないけど）。

本書もとうとう掉尾がちかづいて、著者は饒舌になり、弁舌に勢いがついたかのようだ（245）——「不幸な人」は、社会の中でつくられる。もっとはっきり言おう。それは、人がつくる」——そうもいえるだろうが、もって生まれた不幸、といういい方もあり、あながちそれは否定できない。もとより「不幸」とは、だれかの判断にほかならないが。

「だから、生きる価値がない人生などというものはない。ないほうがよかった人生などない」——不幸かどうかと、「生きる価値がない人生」「ないほうがよかった人生」はまたべつではないか。

「あるとすれば、それは人がつくったものだ。自分たちが人を不幸にしておいて、それは不幸なことだから、「不幸な人はないほうがよい」などと言うことは、まことに破廉恥の極み（恥ずかしいという気持ちの微塵もないこと）である」——たとえば断種手術をおこなうにあたって「不幸な人はないほうがよい」という理由があったとは、かつて、だれが、どういう場面で、なにを根拠にのべたというのだろうか。ここでわたしが、だれが、というときその名まえを尋ねているのではない。本書はその序章の2ページめですでに、断種手術について「不幸な子どもの出生を防止することとが、その理由とされた」（12）と記し

であった。だが、本書に記された当事者からの聞きとりにせよ、断種を実施した療養所勤務医で所長もつとめた光田健輔自身の記述にせよ、そうした文言があるとは示されていない。「不幸な子どもの出生を防止する」——これは著者の言葉ではないのか。みずから記した言葉に、みずから憤っているようすは、これをお手盛りとってよいか？（意味が違うか！）。

また、不幸云云はハンセン病をめぐる事態のみを指しているのか。たとえば、地震や豪雨などによる自然災害で不幸となるひともいる。そのとき、たんなる天災にとどまらず人災であることが指摘されるばあいもある。「人がつくった」災害による不幸があるといえるとき、それに「自分」がかかわっていないこともある。そうしたときに著者のこのいい分はどうなるのか。不幸云云はあくまで、ハンセン病をめぐるのみを想定した著者の感慨なのか。

章とおなじ題目がつけられた第6章の第2節は、よりいっそう「正しさ」が主題となる箇所として著者に命名されたはずである。そのなかの「収容を担った者のこころ」とつけられた見出しの項には、1葉の写真が掲載されている。そのキャプションは「敬愛園定員突破万歳写真」。この写真が載る原著の記述では、開園40日にして定員を突破したことを祝賀する万歳とのこと。これについて著者は(246)——

本文で詳しく述べるが、「園」とはそれを運営する者たちにとっては作品であった。作品の制作者にとって、作品が充実すること（完成すること）は、喜ばしいことであろう。

しかし、その感情を患者にまで押しつけて、自分たちの仕事のよさに酔う人間のあさはかさ。これを思うとき、私は、自分と同じ人間の犯している過ちに接し、恥ずかしくてたまらない気持ちになる。

とみずからの羞恥心を記した。写真をみるかぎり、そこには療養者も写っているようにみえる。彼ら彼女たち、子どももおとなも万歳をしている。その万歳も、そこにあらわれた祝賀も、著者によれば「押しつけ」以外のなにものでもない（と記されてしまう）。こうし

て療養者は、著者によって、みずからはなにもなし得ないものと造形されてしまうのである。療養者たちが、ほんとうに、祝賀しているかどうかをわたしは問わない。両手を挙げる仕儀が記録され、それをいまわたしたちはみることができる。そこから始まる思索は、療養者のほんとうの気持ちを斟酌することでもなく、そこに強制をみて、そこからさきへの考えを停止させてしまうこともでない。ともに万歳をするようすから、療養者と園側の融和を確認し、それを言祝ぐことでもない。療養者たちによって生きられた療養所を、わたしたちが描くときに、この写真に写る光景をきちんとその描像に入れこむ手立てを考えることなのだとおもう。問われていることは、わたしたちの考え方である。

こうした境遇に療養者をおとしこめてしまう暴力に抗う療養者が手にした武器として、「深海に生きる魚族のやうに、自らが燃えなければ何処にも光はない」との明石海人の『白描』（1939年）の言葉はもっとも有効だといわなくてはならない¹⁴⁾。

さて、さきの写真は、すでに著者が紹介している1936年発行の『星座』におさめられていた。敬愛園初代園長が著者兼発行者である同書には、「園のスタッフによる文章が多く掲載されている。いずれの文章も、高く掲げられた志と、苦難にあってもそれを全うする役割が自分に与えられているとする使命感にあふれている」（245）と著者は読んだ。「しかし、と、私は思う」と著者（246）。

彼ら〔園のスタッフ〕が目指していたのは、園の完成。もちろん園とは、患者の収容施設であり、それは患者のためにある。そのはずである。したがって、園の完成は、当然患者のためであり、そうでなければならぬから、結局、患者のために園の医師、看護師、事務官たちは力を尽くしたのだ、という理屈になる。そうなるはずなのだが、どこかすれすれのところで、そうっていないところがある。本当に、彼らは、患者の人たちを見ていたのか。

との疑義を著者はあらかず（本書全体でいったいどれだけ「本当に」の語が記されている

14) 村井紀編『明石海人歌集』（岩波書店、2012年）。

ヒズ・オウン・ウェイ

か!)。そしてまた写真に言及する――

上の写真を見てほしい。いったいこの万歳は、誰のため、何のための万歳であったのか。患者の治療、療養の施設をつくることで、ただそれだけで患者の幸せを実現できると思いきこんでいる者の、無邪気なほどの万歳である。自分を疑わないその無邪気さは、入所者(患者)にまで万歳をさせる。入所者(患者)にとって、いったい何がめでたいのだろうか。彼らが、患者たちだけを見て、患者のためだけに力を尽くした、と、そう思えないのは私の偏った見方だろうか。決してそうではないと思う。

と、著者がペンに(筆か?、鉛筆か?)、あるいはキーボードに籠める力がみえるかのようだ。その渾身の筆かペンかキーボードは、療養所に暮らすものについては記さない。また、著者が、万歳をめぐって、「本当に」と問うとき、それを判定する準則はどのように設けられているのか。どうやって、「本当に」といえるかどうかを問うか、ということだ。こうした設問の仕方は、とてもまずいと、わたしはおもう。理由はかんたんで、判定の準則がないとき、それは、「本当に」とおもうかおもわないか、としか議論できないから。思弁のゲームにとどまってしまう設問なのである。これはまずい。

療養所に暮らす彼ら彼女たちにふれるとしても、『星座』の末尾には、入所者(患者)の短歌、俳句、詩、随筆も掲載されている。当然と言うべきか、園の在り方に批判的な意見を述べたものはない。この書物の性格からして、園の管理者たちの意に沿わない人たちのことははじめから除外されている」と一蹴されてしまう(247)。この記しぶりはまえにもあった。「相互扶助」と「奉仕」と題された第3章にあった「防空壕建設資材の切り出し」とのキャプションがついた写真について、「不自由な手にスコップをひもで結びつけて作業に参加した人もいた。残念だが、そのような場面の写真は残されていない。写真は園の管理者によって残されたものばかりだから、入所者が苦痛を感じているような場面は初めから撮影されていない(132)との推断である(それにしても、「残念だが」とはどういう意味か?)。

著者が必要とする療養者の言葉は、初めから隠されているか、著者にとって必要のない「園の在り方に批判的」ではない「意見」は、強制されて記されたのか、あるいは、欺瞞に満ちているとなるのだろう。『星座』に載る

入所者の人たちの文。それは、園に感謝する言葉が鑿められたものばかりだ。ハンセン病という業を背負った自分たちを救ってくれたありがたい人たち、立派な人たちとして、園のスタッフを描いた入所者の人たちの文章を、よく臆面もなく掲載したことだと思ってしまう。彼らにとって、自分たちの志を理解し、それに感謝する患者は、善良な人、そうでない者は、「不良」患者ということになったのであろう。〔247〕

と、「入所者の人たちの文」を掲載した「園のスタッフ」への非難があるといってよい。では、他方で、「園に感謝する言葉」を記した「入所者の人たち」を著者はどう考えるのか。彼ら彼女たちの思い、気持ち、こころのありようを、著者はどう考え、それを記すことができるのだろうか。著者はさきに、「どのような言葉にも、その言葉を発する者の思いが込められている」（78. 第2章）と記していた。「園に感謝する言葉」を発した「入所者の人たち」の「思い」を、著者はどううけとめ、それにどう「寄り添」うというのだろうか。それは記されていない。

著者が、「相手をそっくり理解したい、それを表現したいと思うとき、限りなく相手に近づき、相手に寄り添い、その人に代わって語ろうとし、そうしなければならないことがある」（24）とまでいうとき、その相手となる療養者を、著者は選別している。「隔離政策の下、人はこれほどまでに理不尽な生を強いられたのかということを知ることは、大切なことだ。この事実を知ることは、それを知った者が、理不尽な生を強いられた人たちの人生を共有することをもたらす。知ることによって、その人たちと共に生きる」（18）、「その意味をわかち合うことによって、私は彼ら彼女らと共に生きる。意味を共有することは共に生きることだ」（19）とまで著者がいうとき、ただし著者は、「共に生きる」ひとを選び分けている。

ところで、著者が参照した「入所者の人たちの文」は、あまりに少ないのではないか。敬愛園内で編集発行された文献は、『名もなき星たちよ』と『星座』くらいしか本書にはあがっていない。敬愛園では、その『星座』の刊行にさきだって、それが刊行された1936年3月に、園内の総合誌というべき『星光』が創刊された。当初は謄写版刷り、ついで活版印刷となる同誌は創刊以後ほぼ月刊をたもって、1944年8月まで発行がつづけられ、総刊号数は100となった¹⁵⁾。創刊号の編集兼発行人は星塚敬愛園慰安会代表者の林文雄。園長による刊行物だから、これもまた園へのおべんちゃらの編集がなされていると切って切り捨ててもよいが、同誌「休刊」時の1944年8月発行号に載る「休刊の辞」には療養者徳田祐弼の署名がある。これもまた飼い慣らされた療養者が関与したにすぎないとかたづけるのであれば、それもよいかもしれないが。どう評価するにせよ、ともかくも敬愛園には膨大な量の療養者の言葉が残されているのである。

くりかえせば、「どのような言葉にも、その言葉を発する者の思いが込められている」と記した著者は、それら100号分の逐次刊行物に寄せられた療養者の「言葉」をどう読んだのだろうか。読んでいないか。読まなくてもよいのか。その逐次刊行物を知っているか。

著者は、さきの『星座』が1936年5月15日付の出版となっていること、そのおよそ1か月まえの4月5日にくだんの「安村利助放置事件」がおこっていたことに、読者の注意を促す——「星塚敬愛園が開設されてわずか半年ばかりのこの時点で、既に、園の管理者側と入所者側との間で、見られたような緊張関係があった。そして、そのような緊張関係の中で、この書物〔『星座』〕は編まれたのである。職員の使命感と慈愛、患者の感謝の気持ちを綴ったこの書物は、安村事件をもたらした園の空気の中で最終的な校正を施され、世に送られた」(247)——そう記しておいて著者は、「『星座』に掲載された入所者の言葉」と題した見出しをつけて項をおいた。そこで、「『星座』に掲載された入所者の文章の中から、二つほど紹介する」という(248)——

15) なおこれは「園外版」で同誌「園内版」が1935年11月に創刊されたという(未見)。
ヒズ・オウン・ウェイ

ひとつは、藤井重雄（恐らくは仮名）さんの「^マ数え歌」。一から十までの短文で構成されたこの作品は、世間から疎まれる自分たちに園長をはじめ園の職員から差し伸べられる救済の手に、感謝の気持ちを表現したものである。しかし、どこか自嘲気味な空気が感じられはしないだろうか。そうであれば、感謝の言葉の背後に、抑圧された精神を見なくてはならないと思う。三から九を掲載する。

その歌は（引用はだいじょうぶか？。……〔 〕内に原文の表記を記した）——

^マ数へ歌 藤井重雄／三ツトセ御国の為^{みくに}に税金を かせぎたまふよ同胞は／四ツトセ夜昼癩を園長様 隣^{れんじゆつ}恤情の有難さ／五ツトセ五大強国その〔其の〕内に〔1字分のblank〕
 誉輝く宝器国／六ツトセ昔も今も変りなく〔無く〕 噂は高しレプラ病（ハンセン病）
 〔（ ）書き原文なし〕／七ツトセ内務外部〔外務〕衛生部 ^{かたじけ}忝なしや園長様／八ツトセ肺病癩病きはれ病 救ひたまへる有難さ／九ツトセ此^{こゝ}処は鹿児島星塚の 我等を救ふ敬愛園〔ルビは引用文のまま。原文にはない〕

ここから「どこか自嘲気味な空気が感じられ」るかどうか。また、引用にさいして「外務」を「外部」としてしまつては、意味が異なってしまう（はず）。そして、なぜか引用されなかった数えうたの第1、第2、第10をここにあげておこう——

一ツトセ光輝く大御国 御恵給へる星の子に／二ツトセ日本の国は非常時よ 其れに我等は斯の病／十ツトセ遠き星の敬愛園 光りたまへよ星塚に。

もう1つは、「田山政樹（同じく、恐らくは仮名）さんの「心の太陽」。こちらの作品には、全く必要のない卑下と、園への感謝の言葉が綴られている。その一部を引用する」（引用はだいじょうぶか？。……〔 〕内に原文の表記を記した）——

こころの太陽 田山政樹／（敬愛園に来て）〔（ ）書き原文なし〕ゆめではなきや、たたいて〔たゝいて〕見たりつまんで見ても、にぶいながらも痛みを〔にぶいながらやはりいたみを〕感じたればゆめでもないらしい。言葉やさしくして履物迄そろえて〔そろへて〕下さる職員の方の御親切いよいよ〔原文おどろ字使用〕心ぐるしい迄もこんなに

していたゞいてよいのだろうか〔だらうか〕、もつたいない〔もつたいない〕、罰があた
る、心はたゞ有難い言葉につきる。(中略) 又職員様方の職をはなれての御高節御高き
身で有りながら我々如き下民の治療に専心被下御高節の到りに御むくいする心がなくて
はならぬと思ふ。もし必要有る時には第一に我が身をさゝげ本病治療の学術貢献にさ
ゝげたい。そして不幸なる病友をたすけて下さることを望む〔たすけ下さる事をのぞむ〕、
されど我々日常の生活の様を社会に有る病友も本当には受け入れないだらう。入園前生
き別れの様泣いて別れし愚かさ〔おろかさ〕を恥ぢざるを得ない(傍点筆者)(両引用
とも、旧かなづかいはそのまま、旧漢字は現代のものに直した〔というが、このきめご
とを著者みずから破っている])

ここから「全く必要のない卑下」が読みとれるかどうか。「卑下」とは、「自分を劣ったも
のとしていやしめること」だが、そこまでゆかない「へりくだること。謙遜」もその語意
にあるとのこと(『広辞苑』)。「傍点筆者」と断る、その傍点をふったところが「全く必要
のない卑下」ということか。

著者はいう(250)——

患者の人たちの文章を読むと、心が痛む。どうしてそんなにまで、自分を卑下しなくて
はならないのか。彼らをしてそのように思わせてしまったのは、何なのか。隔離という
施策がそうであり、それを担った人たちがそう考えるようにさせた、としか言いようが
ない。

とは、「患者の人たちの文章」は、より正確には、そうした文章を記すにいたった彼ら彼女
たちの心情は、素のまま(これをどうすれば把握できるかはひとまずおく)ではなく、隔
離されたから、それを実施したものたちが、そうさせた、ということである。著者はさら
にいう——

患者の人たちをして、自分たちは社会にとって迷惑な存在である。したがって、社会か
ら切り離されて生きることもしかたのないことであり、隔離された場所で一生を終える

こともやむをえないことである。そのような存在だということを受け入れざるを得ないように導いておいて、そのうえで、そのような者に対してお世話してくれる園の関係者たちは、慈悲深い人たちである。感謝すべき存在だと考えるように仕向ける構造が、ここにはある。なんという傲慢。なんという破廉恥。

と「園の関係者」への非難が厳しい。ここでも、さきに「どのような言葉にも、その言葉を発する者の思いが込められている」と明記した著者が、「患者のひとたち」が「園の関係者たち」にむけた「感謝」の言葉を、「その言葉を発する者の思いが込められている」と読むことはなかった。いや、「感謝すべき存在だと考えるように仕向ける構造」における、強制や欺瞞の言葉なのだ、強制させられた思い、欺瞞に満ちているとの思いから発せられた言葉とみていることとなる。

つぎの見出し「正しさの前で見えなくなるものがある」は、「傲慢」「破廉恥」な「園の関係者」にむけられた著者からの教示となるか（251）。

ここで気づいておかなければならないことがある。見られたように、人間は、ものごとを判別していくということだ。AとBの違いをとらえ、なるほどBが病気であることは事実なのだが、その事実、その特徴をもってBの全体だと理解し、Bは病気が治癒すればAと同じ存在に戻るのだということを忘れて、AとBとを別々の異なった存在だととらえてしまう。異なった存在であるならば、それらは異なった扱われ方をされても許される。それならば、感染源となる患者には、健康者にとって不都合な存在として、隔離施設に入ってもらっても、やぶさかではない。

ここには「ハンセン病問題」を考えてゆくときに重要な、大切な点が1つ抜けていると考える。それは、ここに記されたことが、おおよそいつころの事態を指しているのか、ということ。プロミン以前と以後との違いを「ハンセン病問題」を考えるときに、おくかどうかということだ。もちろん、プロミン以前にも自然治癒するものたちがいたと知られている。だが、さきの引用箇所に見える、著者のあたまのなかにある問答の、「Bは病気が治癒

すれば」との仮定は、プロミン以前にどれほどの現実味があったか。それがとても薄いとき、この仮定は、Bは病気が治癒しないのだから、AとBとを別々の異なった存在だととらえられてしまう、これは仕方がない、と転じてしまうのではないか。異なった存在であるならば云々は、現実にある動かしがたい事実として定着してしまうのではないか。著者の示す仮定は、現実追認になってしまう怖れが濃厚なのである。

ついで (251) ——

まして、療養所は、患者が療養することのできる施設である。それならば、患者がそこに自らすすんで入ってもよさそうなものである。それなのに、それを嫌がる者がいる。そのような理屈の分からない不良患者に対しては、行政が強く指導して、つまりは、当時公衆衛生を担当していた警察が、無理解な患者を逮捕してでも強制的に入所させるのが正しいということになる。

というのだが、実際にみずからすすんで療養所に入ったひとたちがいる事実を、著者はどう考えるのか。その多寡をとりあげようというのか、そしてみずからすすんで入ったものが少なければそれを問う必要はないというのだろうか。みずからすすんで入るように強制されたというのであれば、それもよい。みずから療養所に入ったひとたちのその所為を、著者はどう考えるのか。「そこに自らすすんで入っ」たものなどいない、そうしたものがいたとは知らない、というのであれば、それもよいだろう。

ここに著者がいう「正しさ」とは、隔離である。それは合理性をもつ、合理性とはひとりの伝染病発症者を隔離してほかの多数の健康者を保全するということ、だからそれは人びとがおこなう「よさ」となる。こうした仕組みをまた、著者は「正しさ」の語であらわしている。

この仕組みがいまもかわらずにある、ということで、第6章「三 今もある同じ精神構造」が記された。ここにとりあげられた事例は「二〇〇九年の新型インフルエンザ」(見出し)。このときあったという、「感染した生徒の在学する学校長が涙ながらに謝罪する場面の映像

が、各家庭のテレビ受像機に映し出された」(253)、その事態に著者は「排除の論理」(254)をみたのである。(閑話休題。「テレビ受像機」という「言葉」がおもしろい。ちなみに『広辞苑』にその語はない。「受像機」はあった。「テレビジョンを受像する装置」とのこと。せっかくだから、テレビジョン受像機、と記せばよかったのに。一服の清涼剤、一語の清涼剤)。こうまとめてしまうといくらか、あるいはおおいに、わかりづらいので、著者の記すところを転載すると(254)――

感染の危険をもった者が社会にいることは、健康者にとって不都合だ。不都合を排除することは、そこで暮らす人々にとって好都合なことだ。したがって、不都合は排除されるべきであり、そうすることがみんなの幸せにつながる。それは正しいことだというように、合理化される。そのような正しさとそれを支える合理性を損なうようなことをした、と言って学校長は詫びた。

このあたりの記述に、学校長の言葉はまったくみられない。引用はない。これまた著者のあたまのなかでの議論で、それは著者自身が「学校長は、おそらく自分では気がつかなかったのであろうが、排除の論理がもつ正しさ(つくられた正しさ、合理主義の精神に支えられた正しさ)に支えられて、自分の学校から感染者を出してしまったことを、社会に対して詫びた」(254。傍点は原文まま)と記しているところ、とくに引用者による下線部に明かである。学校長は気づいていないだろうから、著者がかわりに付度したというのだ。(また、ここにいう「つくられた正しさ」の一部にわざわざ傍点をふった意味はなにか?。正しさはすべてつくられたはずではないか。神によるのであれ王によるのであれ、ひとによるのであれ)

著者はさらに(254-255)――

なるほど、それが極めて強い感染力を持つ細菌なりウイルスであれば、感染者の隔離は必要であろう。感染力が強く、発症すれば重篤な状態をもたらす感染症については、事の重大さを認識してもらい、感染拡大を防ぐために、報道が強い論調で展開されること

は間違っていない。とりわけ、体力に劣った老人や年少者（乳幼児や少年少女）の健康と生命を守るために、感染防止の対策を工夫することは、当然、必要なことだ。その限り、人々を感染源から遠ざけることには、感染の拡大を防止するという明確な理由がある。しかし、感染者を害毒をまき散らすもの、害悪の原因とし、社会から排除しようとすることは、間違いだ。

ととなえる。こうした曖昧な記述では、隔離という仕組みはそれがどう実施されるにせよ、著者がいうところの「排除」につながる怖れがある、というべきだ。著者が見出しに示した「二〇〇九年の新型インフルエンザ」をめぐって、隔離が適切におこなわれたかどうか、ここにいう適切とはなにがどうなる事態をいうのかを、きちんと検証しなければならない（いまわたしにその十分な用意がないが）。

著者は、事情によっては、「感染者の隔離は必要であろう」と明記した（ここでは、必要だ、と断言してはいないが）。その事情とは、「極めて強い感染力」というとおり「感染力」の強弱におかれている。では、それをだれが判定するのか。ハンセン病をめぐっては、かつて、医療従事者や当事者たちの経験則とはべつに、あるいはそれらを不当にふまえながらも、癩そしてハンセン病の伝染力の強さが誇張されたことを忘れてはならない。また、「事の重大さを認識してもらい」とは、だれに、してもらおうということなのか、してもらおうと判断するときの「事」の軽重は、だれが、どう判断するのか、「してもらおう」とはだれが指示、命令、するのか、それはまたどのようにするのか、またまた、そのうえで、「感染拡大を防ぐために」、「報道が強い論調で展開されることは間違っていない」となぜいいきれのか。なぜそれが「報道」にのみ委ねられなくてはならないのか、「強い論調」とはどのような「言葉」を想定しているのか、「強い」とはなにが、どのくらいのきつさとなるのか、隔離される当事者にはなにを伝え、その権利がなにであるのかを、だれが、どのように確認するのか、隔離される当事者に異議申し立ての権限や手続きの取得やその協議を提起することはできるのだろうか。

そうしたあれもこれもこれもあれもを曖昧にしたまま、あるいは検討をしないままで、「それが極めて強い感染力を持つ細菌なりウイルスであれば、感染者の隔離は必要であろう」と主張することはとても無責任で、それこそ、過去の「ハンセン病問題」からなにを学んだのかと問われることとなるはずだ。「人々を感染源から遠ざけることには、感染の拡大を防止するという明確な理由がある」という1文と、「しかし、感染者を害毒を撒き散らすもの、害悪の原因とし、社会から排除しようとすることは、間違いだ」という1文とが、本書のなかでびたり接している。このあいだにどういった意義、考察の成果、著者のいうところの「学び」があるのか。わたしにはその有無はというと、本書では、ほぼ無にみえる。本書において、「明確な理由がある」隔離と「排除」との違いはとても小さく、両者は、本書のなかでは、その結果を想定してみれば、どちらもおなじにみえる。

この項の最後の1段落はこうある(255-256)――

体質(遺伝情報)の享受にしろ、日常生活での菌やウイルスへの接触にしろ、それらは偶然、言いかえれば、「運」という、何かわけのわからないもの、つまりは、人知を超えたものに左右されている。いつ自分が感染者になってもおかしくない。それならば、誰もが社会から排除されずにすむシステムをつくっておくことが重要だということになる。それは、自分のため、自分が愛する者のため、そして、未来を生きる次の世代の人たちのために必要なことなのである。

――「誰もが社会から排除されずにすむシステムをつくっておくことが重要だということ」を、いま、となえる意義がどこにあるか。わたしはここに記されたことはもはや不要といっているのではない。ほとんどのひとがこの1文の中身に異議をとなえることはないとおもう。そのつぎ、どうやって、どのようにして、と明確な工程表をつくる段階が現在なのではないか。そして揚げ足取りをすると、ここにあげられた目標、課題、方針は、「自分が愛する」のではないもののためには不要ということだ。憎む相手、嫌う相手、おぞましくおもう相手にはいない。そういうものを排除することはかまわない。これは屁理屈では

ない。著者の記述に穴が開いているだけのことだ。

穴といえはもう1つ。「日常生活での菌やウイルスへの接触」が「人知を超えたものに左右されている」のであれば、人為の隔離などにまったく効力はなく、それはいっさい不要、となるはずではないか。

さらに、「患者の人たちは、人格を剥奪されて、ものとして扱われた。このことに、例外はなかった」(260。傍点原文のまま。「人格はいとも容易に見失われる」の見出しの項)と明記した。ここにいう「例外はなかった」とは、だれもが、つねに、だれからも、ということか。すべての「患者の人たちは」、つねに、「人格を剥奪されて」、だれからも「ものとして扱われた」となるのか。それは事実か、その根拠はなにか。著者は、「なにも知らない、なんの罪もない子どもに対して」「園でおとなしく暮らしている人たちに対して」「園(医師や行政官、園の管理者)に対して対立的な感情をもっていた人に対して」「園に協力的で、それゆえに園の医師や管理者に可愛がられていた人に対して」も、「そうであった」(260)と、自分がとなえた主張の具体相を1つひとつあげているようだ。この「そうであった」には、「一層」という強調の語と、「であろう」との曖昧な語がついていた——「一層そうであったであろう」。

もちろん、これまでと同様に、その根拠はほとんど示されていない。事例(「ひとつだけエピソード」)があがっているが、なにによったのかその出典はどこにもみえない。とても乱暴な記述だ。療養所に生きたひとはすべて、だれもが、つねに、「人格を剥奪されて、ものとして扱われた」と著者ははっきりと示したのだ。著者は、いまも療養所に暮らす人びとにむかって、あなたがたはかつて「ものとして扱われた」のです、というのだろう。そうだ、と同意する在園者もいるだろう。では、これが適切な記述か、と問うてしまうと、こんどはわたしの方が1つの例外も認めない頑なさをあらわすこととなるか。

さきに著者が「ひとつだけエピソードを紹介しておこう」とみせた事例はつぎのとおり。東京の全生病院で断種手術をうけた療養者が、光田健輔の転任にあわせて、国立療養所長

島愛生園へ移った。「光田は、断種手術が人体に無害であることを証明するために、手術後二十四年たった栗下〔療養者の名〕に睾丸（精巣）をひとつ摘出する手術を受けてくれるようにと、願い出る。栗下は、承諾する。光田は、摘出した睾丸を調べ、それが、手術後二十四年たっても生殖細胞をつくり続けていることから、断種手術は人体に無害であることが証明できたとして、喜ぶ」というもの。くりかえせば、この「エピソード」の出典はまったく示されていない。

著者はこの行為の「意味」を問い、その「無邪気さ」に「驚」き、療養者の栗下についても、「光田の申し出に対し、医学探究に従事する光田の願いなら拒むわけにはいかないと考えて、仕方なく受け入れたのか、それとも、光田の言うことには疑問をさしはさむことなく、承諾したのか、あるいは、尊敬する光田の役に立てることを喜び、快諾したのか、それはわからない。しかし、いずれの場合も、光田の影響力があつたことは間違いのないことである。／「あの光田先生のおっしゃることなら」と、そう考えて栗下は承諾した」と記す（262）。著者は栗下の心情は「わからない」と正直に記したすぐそのあとに、「光田の影響力があつた」と断定し、また、「あの光田先生のおっしゃることなら」と、そう考えて栗下は承諾した」と明記したが、断定の根拠は記されず、引用のようにみえる「」の栗下の発言か記述か意思もまたなにによるのか記されず、栗下が「承諾した」というその典拠もまた示されていない。

さらに著者は、栗下が承諾すると「わかっていたから、光田も頼んだ。おそらくは、二人の間には「信頼」があつた。〔中略〕しかし、その美しさを語るだけでは済まされないものが、ここにはある」という。ここにはちょっと著者の素直さがあらわれていて、「おそらくは」というのだから、このあたりはすべて、著者の思弁三昧なのだろう、おそらくは。

この栗下について知る手がかりが、いくつかある¹⁶⁾。それらを閲覧すれば、栗下につい

16) たとえば、阿部安成「長島を開く、長島が読める」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.152、2011年7月）、同「図書と図書室の生一癩そしてハンセン病をめぐる国立療養所の図書と図書室が活きる」（同前 No.163、2012年3月）を参照。

ヒズ・オウン・ウェイ

て、本書よりもいくらか多くの情報を得られるだろう。栗下と光田ふたりのあいだにあったという「信頼」の有無、深淺はひとまずおいて、推測のすえに著者はなにを示そうというのか(262)——

生きている人が影になり、それが真実の存在であることが忘れられ、かわって、学問が真実の存在であるかのように扱われている。真実の存在を理解し首肯するための理論を提供する学問が、あたかも真実の存在、そのために人間が奉仕しなければならないような存在であるかのように、とらえられている。

と、著者は真実、学問を問うているようで、「栗下も光田も、ともに真実の存在を見失っているようにしか私には思えない」とめずらしくここでは、園側のひとだけでなく療養者にも非難をむけている。敵の味方は敵ということか。

それはともかく、さらに「このふたりに起こっていることは、他の誰にでも起こることだし、おそらく、今も起こっていることだ。存在の忘却、人間を見失うこと、それが、美しい理論にこころを奪われるとき、やすやすと起こる」と、著者が高邁な警鐘を鳴らしているようにみえるが、すでに断種手術が施された療養者の睾丸摘出とその機能検査は、学問云云や真実云云とはまるで関係がないと見え、これはいってみれば光田の好奇心による所為ではないか。光田がおこなった膨大な数にのぼるといわれる解剖、また、いくつかの療養所に残っていたいくつもの数の胎児の遺体標本、これらをあわせて、療養所内でおこなわれていた理由、意義、目的が不明な、しかし、「医」や「療」にかかわるとみなされていたであろう行為そのものを問う必要があるはずだ。

第6章「四 同情の限界—強者と弱者の構造はこえられるか」では、冒頭の見出しにあるとおり、「宿泊拒否事件」がとりあげられる¹⁷⁾。それは国立療養所菊池恵楓園在園者がま

¹⁷⁾ 著者は「宿泊拒否事件」と題した項において、「しかし、入所者自治会がホテル側の謝罪の受け取りを拒否すると、今度は、市民による入所者に対する誹謗、中傷の手紙や電話が自治会に殺到し、人々の差別意識の強さをあらわにした*。／※ 詳しくは、熊本日日新聞社編『ハンセン病とともに 心の壁を超える』(岩波書店 二〇〇七年)「序章 宿泊拒否事件」を参照してほしい」と記している。著者自身が記したとおり同書ではこの事件について

ヒズ・オウン・ウェイ

きこまれた「事件」である。この節からは1点だけとりあげよう。温泉ホテルでの宿泊拒否という主題にかかわって、かつての事例がかえりみられ、「思えば、一九九六年に「らい予防法」が廃止されたとき、時の厚生大臣菅直人が入所者と一緒に入浴する写真が報道されたことがある」(266)と明記してある。

民主党代表選さなかの1999年1月10日に、同党代表であり同選に立候補した菅直人が「星塚敬愛園」を視察。入所者と懇談した」と報じられた(『西日本新聞』1999年1月11日朝刊)。同紙紙面には「星塚敬愛園」の共同浴場で、入所者らと入浴する菅民主党代表とのキャプションがついた写真が載る。満面の笑みというにふさわしい菅の笑顔が若々しい。

なお、念のため。わたしは、民主党代表菅直人が1999年に「星塚敬愛園」の共同浴場で、入所者らと入浴したと伝える報道を示したにすぎない。わたしは、国立ハンセン病資料館の「ハンセン病「新聞雑誌記事」目次検索」で「フリーワード」を「菅直人」として検索し、同館図書室の「新聞記事データ」ファイルで同紙記事のコピーを閲覧した(2016年6月28日)。

さて、とうとう?、いよいよ?、「終章 自分を平らかにする社会へ、いま、ここから」へといたった。まず、節の順と題目をあげよう——「一 共生という価値」「二 いま、ここから未来に」。「共生」の語が表題についた論文、それを主題とした書籍は、いったいどのくらいあるだろうか。そういう点では、すでに手垢がついた語として、「共生」の語を俗にあつかうこともできよう。もう1つの、「いま、ここ」、この初出はどこにまでさかのぼれ

て序章でとりあげたものの同書全体で論じたわけではない。この事件については、ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』(日弁連法務研究財団、2005年)が1つの章を設けて記録している。同書第18章が「アイスターホテル宿泊拒否事件」と題され、「事実経過」「各種文書など」「宿泊拒否事件関係新聞報道の記事見出一覧」「社会の動きなど」「考察」「検証会議からの意見照会に対する回答」「再発防止」の各節に分かれている。また菊池恵楓園入所者自治会は『黒川温泉ホテル宿泊拒否事件に関する差別文書綴り/平成15年11月～平成16年3月』を発行した。そこには宿泊拒否にかかわり同自治会へ送られた手紙などのコピーが転載されている。当初同冊子の閲覧はかぎられていたが、2016年現在、国立ハンセン病資料館図書室で閲覧できる。

ヒズ・オウン・ウェイ

ののだろうか、最初となえたひとはだれなのだろう。つづめれば、「いまここ」と、このいい回しも充分に手垢まみれとなっている。この終章は読む必要がないかな、とわたしは遠まわしにいつている。

著者はいう (278) ——

優生思想は自然な欲望として私の内にある。強者、優れた者として生きる私、そういう私をすでに価値において高い者とする考え方は、古くから私たちとともにあった。思えば、生まれてからずっと私は何かをなす者、つくる者として教育されてきた。その何かとは、価値のあること、価値のあるものであった。このことは、人類の歴史全体に拡大することができる。だから、価値を生み出すことにおいてこそ、人は真の人間に価値するのだという理解を、私たちは身につけてきた。この意識は強固なものとして私のうちにもとどまり続け、この意識から解放されることは、それほど容易ではない。容易ではないからこそ、克服すべき課題としてあり続けてきたし、今もある。これに立ち向かうには、学ぶしかない。

さきにわたしは、本書第6章を、正しさに緊縛されたものによる懺悔録のようだと書いた。この終章は、著者自身の懺悔録に見える。さきの引用箇所にいる「私」とは著者自身ではないはずだ。だが他方で、「古くから私たちとともにあった」とも記したのだから、これは、ひと、人びと、のようでもある。本書に鏤められた曖昧な記述だ。よくわからないのだが、著者はみずからを、価値のあるものをつくるものとして教育されてきた、といつているようだ。すると、その成果の1つとして本書をその財産目録に記載したのだろうか。わたしはこれほど誤りの多い本は価値がないとおもう。だから、生まれてからずっと価値のあるものをつくるものとして教育されてきた、などと意気込んでいるというか熱くなっているというか、自己懲罰に酔っているというか、そう、そう、そのかぎり著者自身の「言葉」を借用すると、もっと「自分を平らかにする」執筆態度、「自分を平らかにする」ための著述、「自分を平らかにする」機会としての本、という身構えをとったほうがよいとおもう。

ここでわたしは、「平らかにする」とは、平準の、平均の、平常の、平易な、読み書きができることと、ととらえている。

ここでもうのべてしまうと、この終章から「ハンセン病問題」についての記述をすべて削除したとしても、この章でうったえようとしていることはなりたつはずだ。いいかえれば、本書終章という掉尾において、ハンセン病のハの字も生きていないということだ。

それはともかく、さきの著者のみずからによる出自のふりかえりをとおして、その価値なるものによって、強／弱も、優／劣も、決められるとの秩序がつくりあげられてしまうと著者はいう。だけどこれは嘘。ジョン・レノンにならって、ラヴィズユウ、ユウアンドミィ、ラヴィズノウイングウィキャンビィ、ラヴィズフリィ、フリィイズラヴ、ラヴィズニィディングトゥビィラヴドゥ、と声にだして、愛こそが価値だと、愛こそがすべてだと、宣言してみると、強弱も優劣もほとんど意味がなくなるように感じる（これもまたいくらかおめでたいが）。

著者は、「なぜ療養所内で墮胎と断種が行われたのか、その理由がわかる」(280)という。つづけてみると、「病気を克服するという目的に向かって、それを実現するためになされ得ることを、なされるべきことを、徹底しようとして、そのようにした。そこには確かに合理性がある」と説く。ほんとうに、墮胎と断種に「ハンセン病を根絶するため」の「合理性」があったといえるのか。著者のこうした用語法はおかしい。だって、遺伝ではないのだから。「ハンセン病を患った人たちがいなくなるだけでは不十分だ。ハンセン病にかかりやすい体質を受け継いだ子孫を絶やすこと、つまり、誕生しないようにすること。そこまで徹底しないと、病気の根絶はなされえない。そこまで徹底したとき初めて、病気はこの世界から消えてなくなる。人々は、ハンセン病から解放される。／隔離政策を推し進めた人たちは、そのように考えた」ということだが、これは不正確な記述である。著者の議論にそった正確な記述とするには、ハンセン病にかかりやすい体質を受け継いだとみなされる子孫を絶やすこと、でなくてはならない。可能性を断つことに「合理性」があるのか？。

わたしは本書著者と、「合理性」についての意味を共有できない。

著者は、「「ゼロリスク探求」という言葉がある」(237)とすでに第6章に記していた。それは、「リスクをゼロにすること、危険の可能性があることに対しては、徹底してそれを避けようとする。それに「症候群」という言葉が付け加えられると、病的な症状をあらわしている状態と理解される。少しでも危険性が予測されたり、想像されたりすると、徹底してそれを避けようとする意識に拍車がかかる。そうしなければとても心が落ち着かない、日々の暮らしを普通に送ることなどおおよそできそうにないというほどにまで、何かに憑かれたようにそれへと駆り立てられる。そうせずにはいられない状態を意味する。「無癩県運動」とは、まさしくこの「症候群」のあらわれではなかったか」(237)と、とても饒舌だ。「ゼロリスク症候群」としての患者のあぶり出し」との見出しをつけた項をもうけてもいる(238)。

おなじ第6章にある「私の日常にも……」(256)と見出しをつけた項を著者は、「先に見たように、「ゼロリスク探求症候群」というのは、何も特別なことではない。ふと、周囲を見回せば、意外なほど容易に、そのようなことに気がつくことがある」と記しだしている。さきにみた「言葉」は、「ゼロリスク探求」「症候群」「ゼロリスク症候群」「ゼロリスク探求」社会」だったのだが、本書ではこのていどは仕方ないか。

そのつぎの項の見出しが「清浄という価値にとらわれる社会」(258)、そのつぎが「人格はいとも容易に見失われる」(260)となって第6章第3節が終わり、同章第4節「同情の限界—強者と弱者の構造はこえられるか」(264-275)を経て、終章へといたる。同章第1節2つめの項の見出しが「あらためて、合理主義の精神に目を向ける」(279)とあり、そのもとで、療養所での「墮胎と断種」が記される。

ついまえの章をみれば、この墮胎と断種も「ゼロリスク探求」か「ゼロリスク症候群」か「ゼロリスク探求症候群」のいずれかであって、「病的な症状」や「憑かれたようにそれへと駆り立てられる。そうせずにはいられない状態」と、本書では、とらえられるように

おもう。その事例としてさきに「無癩県運動」がとりあげられていた。無癩県運動と断種、堕胎は同列に論じられないのか。「無癩県運動」には「徹底した合理性」は認められないのか。「堕胎と断種」には「確かに合理性」があると指摘しているのに。

そして第2節の、いまここ。大切な教えを書きとめておこう——「現実から遊離した観念の世界での人間理解に留まるおそれがあった」(286)、「人が言葉を発することには、自分が理解したことを、他人と分かち合いたいということがある、と私は考えている」(287。ルビも傍点も原文のまま)。なるほど、「もっとも、何をどう考えようが、私たちは観念の世界を超え出ることはない」(287)ともいい、「もちろん、空想による観念もある。だが、根をもつ観念もある。その根とは何か。ひとりひとりの人生である」(287)という。しかし、とても粗雑に見える本書著者の「言葉」遣いで、「ひとりひとりの人生」をあらわし得たというのか。「私は、人生の真実を言葉に託して送り届けるために、学び続けている」(288)との崇高な姿勢は立派だ、とはおもう。もちろん、「彼らが陥った誤りは、私も怒る誤りである」と謙虚な姿勢も示し、てはいる。ああ、「私にもおこる誤りである」を打ち間違え、変換し間違えてしまった。本書の「言葉」は空疎だ。わたしにはそうみえた。

さて、「「宮崎」にかかわるということ」という見出しの項がある。その冒頭(288)——私は本書『星ふるさとの乾坤』を「宮崎」にかかわって語ってきた。その理由のひとつには、宮崎のハンセン病に特定した書物がないということがある。だが、それ以上の思いがある。「宮崎」をその場所にして語ることの本当の意味をあらためて考えておきたい。とのこと。さてさて、本書は「宮崎のハンセン病に特定した書物」だったのか？、そうなのか？。「「宮崎」をその場所にして語る」というときの「その」はなにを指すか？、「ハンセン病」か？。「「宮崎」をその場所にして語ることの本当の意味をあらためて考えておきたい」というのだから、本書の鍵言葉の1つである「本当の」を著者自身が開陳するというのだ。

「今、私たちが生きているこの地で、過去にハンセン病を病んだ人々に対する差別があ

り、そのような事実とつながっているこの社会がある。私が生きているこの場所とその事実が」云云 (290) というときの、「私たちが生きているこの地」「私が生きているこの場所」とはどこを指すのか？。本書巻末の「著者略歴」に記された生地も住所も宮崎ではない。「私たちが生きているこの地」と「私が生きているこの場所」（下線は引用者）とは、用いられている「言葉」が違うのだから、違うんでしょう。でも、それはどこ？。

「過去によって生かされている私は、未来を生きる世代に対して、少しでもましな世界を手渡すよう努力する責任がある。その責任を果たすためには、私を支えてくれている過去をしっかりと見なければならぬ。その過去を湛えてくれているのが、私にとっては「宮崎」だった」(290) との文章もある。「宮崎から始めることは」(291) とも記されている。なんだ、「宮崎」をその場所にして語る」とは、「宮崎から始めること」だったのか。それならばよくわかる。確かに本書序章冒頭の1文に「宮崎」の語があった。そこへの「患者の追放」という過去の出来事が、著者には重大事だったということか。「私にとっては「宮崎」だった」と示すことが、「宮崎」をその場所にして語ることの本当の意味」なのか。では、「宮崎の地に生を受け」たひとへの思いはどうなってしまったのか。

最後の項で、書名にある「乾坤」が説かれる——「世界全体、宇宙全体を意味することもある」とのこと。

星の降る里、星塚の地に現れたハンセン病患者収容施設。外の世界から隔絶されたひとつの世界をなす〔なるほど、それで「星ふるさとの乾坤」〕。そこでの人々の生と死。その真実を描きたかった。そこで人々はどのように生きたのか。どのように生きるしかなかったのか。そして、それを強いた人はだれか。そして、強いた人たちの行動を支えたものとは、いったい何であったのか。それらの学びを、皆さんにご一緒いただいた。〔293〕とのこと。とんでもない、わたしは「ご一緒」できなかった。

念のため——「星塚」は鹿児島県にある。宮崎ではない。

念のために——「真実」とは、なんて、「やや大げさな」(106) とおもうむきがあるかも

しれないが、これは本書では、「ありふれた日常のこと」(106)。

今、私は、園に暮らす椎林さんと一緒に見ている星がある。その星の光の中に、苦難の人生を生き、その苦しみと悲しみの中に涙した人たちの人生が、浮かび上がる。「星ふるさとの乾坤」。敬愛園の天と地。生きられた命の真実。わかち合っていたきたいと切に願うところのものである。〔294〕

が最後の1段落。感傷の1冊だった。

本書は、このすぐうえに引用した2つの段落を読めばよい。これで著者の記述がわかる。療養者が生きた「人生」は「苦難」でしかなかったこと、彼ら彼女たちの「人生」は「苦しみと悲しみ」に満ちていたこと、それが世界のすべてだったこと——これを著者は記した。療養所で人びとはそのように「生きた」、そう「生きるしかなかった」と著者によって判定された。そして、それを療養者に「強いた人」を主格として、その「行動を支えたもの」を著者は「合理性」と呼んだ。本書は、「星塚敬愛園を生きた人々」の生を描いたのではない。著者の姿勢では、「星塚敬愛園を生きた人々」を描けない。そこに生きた人びとに「苦難」の「人生」を強いた仕組みを「合理性」と記したまでのこと。こうした著者の記述は、療養所に生きた当事者たちが原告となって勝訴した裁判によって支えられている。いいや、書きなおそう。著者の記述は、「人生被害」をもたらした罪を指弾している。それでは、「星塚敬愛園を生きた人々」の乾坤を描けない。乾坤は広くて大きいからだ。

ひとの誤りと過ちを論^{あげつら}ったこの稿にも、間違いは多かった。それを減らせたのは、本学経済経営研究所の研究サポートのおかげだ。依然としてこの稿にある過失は、もちろんすべてわたしの責である。